

平成26年涌谷町議会定例会12月会議（第2日）

平成26年12月18日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 議発第 111号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示

1. 議案第 94号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

1. 議案第 95号 涌谷町新型インフルエンザ等対策本部条例

1. 議案第 96号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 97号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 98号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 99号 涌谷町障害判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第100号 涌谷町看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

1. 議案第101号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第102号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例

1. 議案第103号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

1. 議案第104号 指定管理者の指定について（わくや万葉の里）

1. 議案第105号 指定管理者の指定について（健康文化複合温泉施設）

1. 議案第106号 指定管理者の指定について（涌谷町高齢者福祉総合施設）

1. 議案第107号 指定管理者の指定について（上地区コミュニティセンター）

1. 議案第108号 指定管理者の指定について（中地区コミュニティセンター）

1. 議案第109号 指定管理者の指定について（涌谷町土づくりセンター）

1. 議案第110号 指定管理者の指定について（涌谷町研修館、涌谷町世代館、涌谷町健康パーク）

1. 議案第111号 工事請負契約の変更契約の締結について（平成25年度涌谷町災害公営住宅建築工事（渋江南工区））

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
14番	大泉治君	15番	遠藤积雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	総務課参事 兼防災交通室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	まちづくり推進課長	今野博行君
税務課長 兼参事	佐々木忠弘君	町民生活課長	泉沢幸吉君
町民医療福祉センター 副センター長 兼福祉課長	高橋正幸君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君	農林振興課長 兼参事	村上芳行君
建設課長	佐々木竹彦君	上下水道課長 兼参事	安田富夫君
会計管理者 兼会計課長	大崎とみ子君	農業委員会会長	畑岡茂君
農業委員会 兼事務局	櫻田克嘉君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課長 兼給食センター所長	高橋勝一君	生涯学習課長	小野寺和敏君
代表監査委員	柳渕茂君		

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主管査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

悪天候の中、ご参集賜りましてありがとうございます。

本日もよろしくお願い申し上げます。

ここで開会前にお知らせしておきます。

後藤洋一議員から遅参の届け出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

1番大友啓一君、一般質問席に登壇願います。

〔1番 大友啓一君登壇〕

○1番（大友啓一君） おはようございます。

けさほどの3時過ぎの地震で目が覚めて、それから眠れなくて、何気なしに外を見ましたら積雪がありましたので、4時半過ぎから8時半ころまで除雪してまいりまして、まだ頭が凍っている状態でございます、ちょっと思考能力が劣っておりますので、ご勘弁いただきます。

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先月の29日でしたか、仙台で地方創生セミナーが開催されて、議長を初め数名の議員さんとともに参加をまいりました。町長も参加をされているようでしたのでおわかりかと思いますが、昨今、全国的に人口減少、高齢化、そして出生率の低迷とどこの自治体も危機的な状況でございます。とりわけその中で当涌谷町の人口将来推計値を改めて見ますと、2010年が1万7,500人、40年では1万1,370人となるようでございます。これは、人口移動が収束しなかった場合の数値なようでございます。また、子供を生み育てる年代、20歳から39歳の女性は、10年は1,674人から40年には857人と48.8%、約半分に減少するだろうというデータがありました。ますます少子高齢化が進み、町が消滅するような危機感を抱くのは私ばかりではないと思っております。そういった状況の中で、全国町村会は人口減少や農山村の維持、再生に向けた農業・農村政策提言をまとめ、先月11月

の中旬ごろ、全国928の町村長でつくる全国町村会、東京都内で全国大会を開きました。そこで、田園回帰の促進、それにまつわる交付金創設などを決議しております。

「田園回帰とは何だべや」と聞かれますので簡単に説明いたしますと、中山間地や山村も含めた農業を中心とした第1次産業が営まれている農村地域に都市から人が移動し定住する流れを言うことでございます。その上で、農村の文化や環境、景観への維持、管理を通して地域の一員になっていくことであります。これは、簡単に言えば、一言で農村指向の動きでございます。内閣府の昨年8月の調査では、都市部に暮らしている人の89.9%が農山漁村地域との交流の必要があるとしております。そのうちの31.6%、約32%ですか、農山漁村での定住願望があるという結果が出ております。これは、今までの経済優先ではなく、農村の多様な価値を見出す人々がふえているのだと思います。これは、10年前より11ポイントぐらいふえているようでございます。年齢別では、20代が最も多く、次いで30代、40代の男女も高いということで、田園回帰の流れが裏づけられていると言われております。ただ、その多くが移住先で仕事につけるかわからない不安を抱えており、地方の減少対策には若者が定住し生活を維持できる環境を地方が整える必要があります。やはり農業振興なくして地方創生はないと思いますので、このような観点から地域外から来る、移住農業者の呼びかけと促進、それからそういう方々の支援策をどのように今後考えていくのかお聞きいたします。

2つ目、農商工一体の産業確立で雇用をふやす新たな6次化の考えを伺います。

3つ目、環境保全型農業のさらなる推進と循環型の地域づくりの考えをお聞きいたします。

○議長（遠藤釈雄君） 町長、ご登壇願います。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 改めまして、議員の皆様おはようございます。

本日もよろしくご指導、ご支援のほどをお願い申し上げます。

ただいま、大友啓一議員さんのほうから朝早くに地震があったというお話がございました。私も午前3時45分過ぎだったですかね、ちょうど起きた直後に地震に遭遇しまして、そのまま起きまして、裏の歩道橋の歩道の雪かきを1時間余りしてまいりました。それでも頭のほうはすっきりいたしておりますので、しっかりと答弁させていただきたいというふうに思います。

また、地方創生セミナー、11月29日に電力ホールで開催されました。私も石破内閣特命担当大臣のお話をお聞きいたしまして資料もいただいてまいりましたので、その内容もある程度は把握はしておりますけれども、後でそのことについて、きのうもちょっと話しましたがけれども、財政関係の課題等々については選挙前ということもありまして具体的には話はされませんでした。これから徐々にその姿が出てくるのかなというふうな考えでおりますので、あわせて出てまいりましたならば質疑等々のときにお話をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご了承をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、1番大友啓一議員の一般質問にお答え申し上げます。

田園回帰を見据えた取り組みについてのご質問であります。農林水産省の活力ある農山漁村づくり検討会の中間取りまとめ案によりますと、都市と農山漁村を人々が行き交う田園回帰を目指し、農山漁村に住む人々が家族を養えるだけの収入の確保、人口減少・高齢化が進む集落間の結びつきの強化、国民全体の問題としての認識の共有という3つの視点が提示され、今後まち・ひと・しごと創生本部の総合戦略に反映されることが考

えられます。

ご質問の地域外からの新規就農者への促進策といたしましては、青年就農給付金の活用を進めておりますが、これは新規就農のための研修やIターン、Uターンなどの就農者に年間150万円が支給されるものでございます。45歳までという年齢制限はありますが、既に何名かの新規就農者が活用しているところでございます。

2点目の新たな6次産業化についてであります。国の事業認定を受けた町内の農場が加工業者等と試作品の開発を進めているところでございますので、引き続き側面から支援してまいりたいと考えております。

また、米、大豆、麦や野菜関係では、コネギ、ホウレンソウ、ミズナ、シュンギクなど涌谷町の豊富な農産物と薬草も推進しているところでございまして、6次産業化に適合する品目は全て対象としておりますので、農業者等から新たなアイデア等が出た場合には町としても支援してまいりたいと考えております。

次に、環境保全型農業の推進につきましては、有機農業や化学肥料と農薬の5割低減とのセットで行う緑肥の施用に対する助成を行ってまいりましたが、今年度から炭素貯留効果の高い堆肥の施用についても助成対象として拡大、推進しているところでございますので、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、1番大友議員への回答とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 1番目の移住就農者に対して、農地と住宅の確保とか空き家とかをリフォームして提供するようなそういう支援策があってもいいのではないかと考えております。農地だとなかなか難しいところはあるかと思いますが、2年とか3年の研修後にその移住者が借入金で土地を取得したいとそういったときに、やはり町としてはそういう金銭の支援も考えなければならないのだろうと。実習の支援とかそういうものは国のほうからもそういう助成がありますけれども、ある市町村で300万円ぐらいの土地のお金を10年間、その同じ場所で営農すれば償還はいいですよと、そういう町村があるわけでございます。やはり、人を呼び込むということは何か魅力のある方策をとらないと、なかなか都会のほうからは来にくいのかなと。

ただ、涌谷町であるよと胸を張って言えるのが、医療と介護です。あと、教育の関係もありますけれども、やはり仕事なんですよ。きのうから随分そういう話、全部リンクしておりますけれども、やはりそういう環境をつくって、それですぐ3年、4年ぐらいでその土地にぱっとすぐ入れるようなそういう環境を考えてもいいんじゃないかなと思いますけれども、町長そこをちょっと思いがあればお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 確かに、ただいま2回目の質問をされた内容については、私は拒否するつもりは全然ございません。具体的にそういう方が涌谷町に来てこういう事業をしたい、あるいはこういう農業に従事したい、研修も重ねてやりたいというような方が、呼び込めば一番いいことでしょうけれども、今のところはそれほど私の実感といたしまして……。ああ、4名あるようです。それの方々にはいろいろと支援をしておりますけれども、さらに思いを強くしている人たちに対しましては、いろいろと要望等々を聞きながらできる限りの支援をして、定着を図っていただくような姿づくりはしていきたいと。先ほどちょっと話しました。そういう姿で考えてはおります。一番大事なその姿でございます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 今、4名涌谷町にそういう方がいるという、その人たちは家族で来ている方たちなんです

か。課長。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 家族というか夫婦の方がおりますし、あとは個人。1組が夫婦で、あとは個人ですね。今、青年給付金の関係で、準備型を来年からもらって研修するという方が1人。あと、既にことしから経営開始型で150万円、これをもらってハウス園芸に取り組んでいる方が1名。あと、相談中の方が1名と1組でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 4名と言わないで、来ていただければこれに越したことはございませんけれども、今、新たなライフスタイルといいますか、半農半Xと。半分の農、あと半分のXYZのXを書くと半農半Xというライフスタイルで、この前テレビか何かで見たことがあるんですけども、農村に来て農業を半分やって、それでサテライトオフィスを構えてITの技術者なんかが田園生活を楽しみながらビジネスをする、こういう方たちがふえているということでございます。それで、週末には逆に都会のほうに行って休暇を楽しんで、仕事にまた戻ってきて静かなそういう農村地帯で仕事をしながら農業を営んでいくとそういうスタイルの人たちが、これは家族で入ってくるような人たちが多いそうでございます。そういうスタイルが広がれば、IT技術者というのはパソコンで何でもやるわけですから、そういうつながりを情報発信してやれば、相当の人たちが入る可能性が出てくるのではないかなと。やはりそれは、涌谷町にはこういう制度がありますからという情報発信してやらないと、なかなか難しいところとか気づいてくれないところがあるのかなと。

この前のセミナーの中の資料に、移住したい地域、土地、宮城県とか東北のあれが9年、10年、11年あたりだとベストテンあたりに随分入っているんですよ。それが、11年を境にして宮城県ならず東北のほう、すっかり消えてしまったわけですね。ただ、不思議なことに福島だけは上位にいるんですよ、どういうわけか。石破さんもその理由はわからないとおっしゃっていました。残念だなと思いながら、お話を聞いておりました。

そういう新たなライフスタイルの方もいるし、本当に根っから農業をやりたい家族ともども移ってくる人たちもおるわけですから、何か特色のある涌谷町としても呼び込む戦略、あとは情報発信、これは必要であろうと思っております。

あと、2つ目でございます。

6次産業化、なかなかこれ見えてきませんが、生薬なんか6次産業化に入ろうかと思っておりますけれども、去年の12月に私、竹の話をしました。あれ、まだ私、諦めてはいないんですけども、新たに今、火力発電所のほうに竹の燃料ペレットを供給している自治体があります。ああ、こういうこともできるんだと。それは、森林組合さんなんかと提携しながらやっているようでございます。そういう事業を持ってくると雇用の関係もふえてくるのかなと思っておりますけれども、改めてそういう農商工、工業のものづくりの方たちと提携をしながらそういう機会をつくって、行政としてそういう力添えを、言葉にすれば「じゃあ、おれやってみかな」という人が出てくると思っておりますけれども、町長そここのところ、考えあつたらばお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、第1点目の都会のほうからの就農希望者等々については、今4名が現実にいるということでございます。さらにそれをふやす、拡大という姿から見ますと、やはり魅力をつくる姿とあわせ

まして、情報発信というものが大事なのかなというふうに私自身も今考えております。

おかげさまで涌谷町、ごらんとおり企画財政の職員がパソコン、ホームページ等々で盛んに情報発信をしております。そういった面で、議員の皆様方もこのホームページ見て、涌谷の情報発信は大分進歩してきたなというふうに認識しているんじゃないかというふうに思います。当然、一般質問の内容等々についても発信をしておりますので、そういった面から順にはありますけれども大分進歩されたなという考えを私自身持っております。でありますので、さらにそれを後ろに控える具体的な施策、いわゆる農業の施策、いわゆる貸し農園という姿、あるいは賃貸農園というかそういうものも今後の第5次総合計画の中にどんどんと受け入れるべきだというふうに私自身考えております。

きのう話をしたと思いますけれども、やはり町土のフル活用という姿をぜひ私は持っていきたいなというふうに認識しておりますので、なお一層のご指導、ご協力をお願い申し上げたいなというふうに思います。涌谷町は82平方キロの町土があります。平地だけじゃなくて、山林も含めた町土をフル活用していこうという姿を第5次総合計画の中にぜひ入れて対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それとあわせて、先般、例を今、大友議員さんが話ししましたけれども、私もいろんな方もいるもんだなというふうに思います。特に、タレントの方あるいは俳優、女優の方等々、やはり週末には都会に行って用事を済ませる、あるいは週末にこちらのほうに、この田舎のほうに戻ってきて農業等々を体験して行くと、そういう生活をやっている人たちが結構いるんですね。この前の大崎市で開催されました世界農業遺産のときに、講師にまいりました大桃美代子さんという方も実は農業をしているという話をしていました。やっぱりそういう面で、結構そういう方々の地方に対する意識づけというものは大きいんだなというふうに認識しております。でありますので、私もそういう姿をぜひ都内あるいは商圏近郊等々に向けた情報発信というものは必要なんだなというふうに認識しておりますので、それもあわせてよろしくご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに考えております。

農商工一体ということにつきましては、これも大事な姿でございます。私は、6次産業というものは、きのうもお話ししましたけれども、生産、加工、流通、販売、1次、2次、3次を足して6次という姿でございます。そういった姿で、どうしても涌谷に必要なのは加工という姿をどう表現していくか、あるいは設置していくかということが大きな課題に今後なるだろうというふうに思っております。

きょう、たまたま農林振興課長のほうからお話がありましてこの資料をいただいたんですけれども、氏家農場さんでコネギの加工商品を紹介していると。後で見せますので、まだラベル等々は張っておりません。試作品だというふうに考えております。コネギみそ、コネギチーズ、コネギと糶のドレッシング、コネギチーズ仙台みそとの合わせ、コネギのたれ、乾燥コネギ等々のいろんな種類を試作しながら販売に向けた取り組みをやっているということでございます。これは、1社だけじゃなくて、一農場だけじゃなくて、何カ所、いわゆる何軒というんですかね、そういう方々が一つ涌谷で立ち上げて、それの方々が一つ大きく渦をつくろうということになれば、大きな広がりが出てくるんじゃないのかということで期待しているところでございますので、その辺もあわせて今後、議員の皆様方の見識等々を十分に生かしながら対応していかねばならないのかなというふうに考えておりますので、あわせてご紹介かたがた答弁させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 1 番。

○1 番（大友啓一君） 今、6 次化のほうの答弁をいただきました。これは、やっぱり 6 次化はやる気と知恵と工夫、少しフル回転させればすばらしいものができる要素は、この涌谷にある資材でも何でも資源を利用すれば、私は大きなものができるのかなと考えております。ぜひ考えを新化、深化、進化してもらって、取り組んでいただきたい。

それから、これからのまちづくりではございますけれども、やはり若者や子育て世代はもちろんですけれども、中学校、高校生の子供たちからも将来のまちづくりの意見を聞きながら、それからここに今住んでいる人たちじゃなくて、進学や就職でこの土地を離れて都会のほうに行っている、そういう若者の人たちが、成人式とかお盆とかお正月に帰ってきた折に、あと若者が集まるような場所に出向いて、どうやったらば都会からこっちに来る、帰ってきてくれるのか、そういう声を聞いてもいいのかなと。それが、まちづくりに反映できるものはたくさんあると思います。これは、必要なことではないかなと思っております。

それから、まち・ひと・しごとといたしますけれども、やはり最初は人だと思えます。人があって地方があるわけでございます。その人たちが知恵を出し合ってやっていくことが、町があって仕事ができるわけでございますので、町長、最後になりますけれども、今私が言ったことを考えをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 先ほどお話ししましたように、情報発信、そしてまたその情報発信とあわせていろんな会合あるいは人、年代層を分け隔てなくという姿で、できるだけ私も出向いて、都会のほうに行って話をしていきたいというふうに考えております。

今、在京涌谷会で先月の 23 日だったですかね、行ってきました。それで、挨拶の中でぜひ涌谷に戻ってきていただけないかというふうな話もしてまいりました。この同窓会等々の姿もありますので、努めてそういう面で情報発信とあわせて具体的な姿をお話ししてまいらなければならないのかなということでもあります。何せ、ふるさとで生まれ育った方々が、都会にあるいはそういう首都圏にいて仕事をしていて、やはりふるさとを思う気持ちというものは大きいということは私自身も体験者でございますので、やはりふるさとはいいなど、これは大きな力になるのかなというふうに思っております。

先般、企業誘致しました字幕の会社、字幕を挿入すると、テレビに字幕を。これが涌谷町に来ることになりましたけれども、そのウォルト・ディズニー・ジャパンという会社の方が「涌谷っていいところだね」ということを話しておりました。我々はそんなに気づかないんですけれども、都会の方々から見るとやはり田舎というのはいいもんだなというふうな認識がされております。でありますので、そういう大事な一言をしっかりと受けとめながら、足りないところはどのような姿なのかなというところをこれからしっかりと皆さんとともに勉強しながら、呼び込む政策を考えなければならないのかなというふうに思っております。

何せ交通網が便利になりまして、時間も短時間のうちに首都圏に行く、こっちから行くのはいいんですけれども、向こうからも来やすいような姿になってきているわけでございますので、それをどう引き込むかということについては、行った分はばばっと戻ってこないで、何かを植えてこちらに向かわせるような姿づくりをしていくのも施策の中の一つの方法だろうというふうに考えております。

あわせまして、何回も言いますけれども、涌谷の情報発信、いわゆる通信を使った情報発信というものは大き

な意義がございますので、それもあわせながら対応してまいりたいなというふうに考えております。よろしくご指導のほどをお願い申し上げたいと思います。（「どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 7番伊藤雅一君、一般質問席に登壇願います。

〔7番 伊藤雅一君登壇〕

○7番（伊藤雅一君） よろしいですか。（「どうぞ」の声あり）7番伊藤でございます。通告によって質問をさせていただきます。

私、2問お願いを申し上げます。1つは箕岳地域の学校の問題です。それからもう一つは、今、国はアベノミクスというふうなことで経済対策に取り組んでおります。これらもいろいろと今後の進み具合との関係もあるわけでございます。町の対応ということでその2点についてお聞きしたいというふうに思っていますので、それからなお11月29日に地方創生大臣のお話を聞かせていただきましたので、その大臣のお話も同時に含めて質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、申し上げます。

質問項目1、来春から峠を越えて通うことになる箕岳地区中学生の安全性の確保、学校統廃合と地方創生関連についてということでご質問を申し上げます。

まず1つ、先進事例から私はバス通学は長くは続かず、やがては家族の送迎から自転車通学、徒歩の通学とこういうふうに変っていくだろうと私は見ております。通学距離と体力、夜間の山越え、大変な山がございます、各コース。それから、冬期間、きょうも大変な雪でございますが、この圧雪、氷、路面凍結、こういったこともございます。そういったときのこれも事故が心配されます。こういった危険性についての見方をまずお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、これ、さっき申し上げましたが、11月29日、地方創生大臣石破 茂殿の講演から申し上げますが、学校の統廃合によって地域のコミュニティーがなくなると。学校がなくなれば過疎はさらに進み、地域は崩壊し、町の崩壊にもつながると。したがって、統廃合だけではなく、統廃合をしないで学校を残す場合は国は支援もするとのことであります。ということで、町の対応をひとつぜひお考えをいただきたいなというふうに思います。

それから、さらに3問目でございます。平成25年11月29日のこの地方セミナーからですが、まち・ひと・しごと創生本部、この基本方針の基本目標というふうなものが示されました。おいて、この次の3点が掲げられております。その1つ、「地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する」。これ、一つです。「そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような」、今、私が申し上げたことは町長さんの通告の中には入っておられないかもしれない。私、結論だけをちょっと通告では出していますので、入っていませんので、ひとつご了承いただきたいと思います。「魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる」。それから3つ目、人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、ここまでは町長さんに一応入っています。ここから入っています。「従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく」というふうな3つ、基本方針を挙げております。

また、さらに検討項目ということで5つほど挙げております。「地方への新しいひとの流れをつくる」、2つ

目、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、3つ目、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」、4つ目、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、5つ目、「地域と地域を連携する」とこういったことで5項目を掲げられておられます。

さらに、加えて言われておことは、地方自立の戦略と国の情報、人的支援においてはということで、戦略と国の情報とそれから人的支援ということで申し上げられております。「地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って取り組む戦略を推進」、「国は「情報支援」や「人的支援」を積極的に展開をする」と、この取り組みにあたり、国は町から計画書を各市町村に平成27年3月までに、来年の3月までに各市町村に計画書の提出を求めていくとこういうふうに言われております。こういったことでありますので、ひとつぜひ町としてもこういった国の考え方、地方創生大臣のこういった方針に沿ってお考えをいただきたいというふうに思うのが私の願いでございます。

それから、質問項目の2つ目について申し上げます。

アベノミクス、国の財政、地方創生と町の対応についてということで申し上げます。

今、国は経済対策と財政再建の両立を目指し、アベノミクスに日銀とともに取り組んでおりますが、この正否も問われますが、正否、これは正しいか否かということでございますが、このアベノミクスがなるかならないか、こっちのほうの成否ですね、成否については大変な結果を私ははらんでいるなとこういうふうに考えるものです。町の見方と対応についてお伺いをいたします。

さらにもう一つ。2015年の10月までのこの消費税の再増税、延期されております。一方、国際社会に掲げている財政再建の数値目標、国際社会に対してこの国はこういう方法で再建しますということで数値目標を掲げております。これ、国、地方への政策予算の赤字のGDP比率、施策予算とこのGDPとの比率、これ2014年で6.6%で、2015年までにはそれを半分に、3.3%にしますということです。2020年までにはゼロにしますとこういうふうな約束がなされておるようです。これが延期ということになったわけでございますので、このことで遠のけば日銀が政府の借金を肩がわりしているんじゃないかとこういう見方が出てまいります。そういったことになりますというと、政府や円の信用、こういったものが失われかねない。こういった見方もありますし、国の財政もいろいろと見方が出てくるんだろうとこういうふうに思います。ということで、町の見方をお伺いしたいと思います。

第1回目、以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、答弁する前に学校統合、特に籠岳地区の中学生にかかわる課題等々について、私が答弁できる範囲以外のものについては教育長のほうから補足で答弁させていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。そしてまた、町とのかかわり、特にアベノミクスあるいは金融性策等々におきましては、まだ具体的な姿が参っておりません。たまたま、きょう朝刊、どこの朝刊にも載っていると思いますけれども、河北新聞に平成27年度の一般会計の考え方等々についてトップ記事で載っております。それを見れば大体が想像できるのかなというふうに考えておりますので、あわせて2回目以降等々について具体的な姿、こういう場合このような姿ということにつきましては伊藤議員さんの具体的な考えを述べてい

ただきまして、町の対応等々についてどう思うのか、それをお聞きにならないとなかなか答弁が難しい状況でございますので、あわせて考えていただければなというふうに思っております。

それでは、質問事項の項目に従いまして順次答弁をさせていただきます。

7番伊藤雅一議員の一般質問にお答え申し上げます。

項目1点目の来年春から峠を越えて通うことになる箕岳地区中学生の安全性の確保についてでございますが、今回の中学校統合におけるスクールバス運行につきましては、生徒の安全・安心を最優先に考え検討し、学校統合による通学距離の増加だけではなく、登下校時の生徒の安全確保の視点からもスクールバスの運行を行うものでございます。議員の質問内容としましては、スクールバスの運行廃止またはバスの運行時刻と下校時刻の兼ね合いから、最終的には中学生が自転車等による通学になるのではないかと、その際、現在の道路状況では危険であるとのご意見と思っております。特に、国道346号線の黄金山地区から小里地区までの間につきましては、歩道等が整備されておらず、歩行者や自転車が通行する際には非常に危険な状況であることは、私も十分認識しているところでございます。このような状況から、国道346号線の自歩道の整備について、昨年度も涌谷町では道路管理者であります宮城県へ道路整備事業の促進の要望書を宮城県町村会を通じて提出しているところでございます。

学校統廃合と地方創生についてでございますが、先月29日に仙台市で開催されました地方創生セミナーでの石破内閣府特命担当大臣の発言内容からのご質問であると私も思っております。この講演後にお聞きで覚えてはいることと存じますが、財源の確保の質問がなされたことはご存じであるというふうに思っております。その答弁は、担当大臣は具体的な回答はございませんでした。なぜかといいますと、選挙間近であるし、その結果がどうなるかあの時点ではわからなかったために、財源の手当てまでは答弁ができないというふうな姿であったのかなというふうに私自身感じております。そういう状況でございましたので、さきの10月28日の石破大臣の記者会見では、学校を統合した結果としてその地域が衰退に向かう例が多いことは承知していると話しております。多くのお金を使ってそこを維持することにするのか、あるいはその自治体の経営というものについてあわせて議論すべきであると認識しております。さらに、石破大臣の所管でありますまち・ひと・しごと創生会議でも文部科学省の学校規模の適正化に向けた取り組みとして、統合支援措置の拡充、魅力ある統合モデルの創出と学校統合への支援が掲げられております。

今回の涌谷町における学校の適正規模・適正配置については、子供たちの学習環境を最重点に置いて行うものであることは、伊藤議員さんほか皆様既にご承知のことであるというふうに私も認識しております。よろしいですか。

次に、2項目目のアベノミクスに対する町の見方と対応ということでございますが、議員ご案内のとおりアベノミクスとは2012年12月に発足した安倍内閣が、どれだけまじめに働いても暮らしがよくなるという日本経済の課題を克服するため、デフレからの脱却と富の拡大を目指し、これらを実現するための経済政策をアベノミクス3本の矢としているものでございます。先般の衆議院議員選挙におきましては、このアベノミクスの是非について問われたものとなっておりますが、結果についてはご案内のとおりとなっております。

実際にアベノミクスでどう変わったのかといわれますと、さまざまな意見が毎日のように報道されているようでございますけれども、1本目の矢であります大胆な金融政策や2本目の矢であります機動的な財政政策につ

いては、株価や経済成長率、企業業績、雇用等多くの経済指標は改善を見せており、一定の成果はあったものと私自身も思っております。さらには、日銀の追加金融緩和によりまして株価の上昇と円安が進み、最近では1ドル120円台までになってまいりました。一部週刊誌等によりますと、1ドル、相当、160円ぐらいになるんじゃないのかというような報道もなされておりますけれども、これについては今後の経済情勢の推移を見なければならぬのかなというふうに認識しております。こうなりますと、デフレ脱却を牽引してまいりました輸出企業にとりましてはメリットとなっても、原材料を輸入に頼っている企業にとりましては大きな痛手となりまして、それが製品に負荷されることによって価格高騰を招き、消費者である私たちに降りかかってくることは間違いないというふうに認識しております。また、東日本大震災の復旧・復興が進んできたところから公共事業の増加により人手不足が顕在化し、建設費が高騰した結果、入札不調が多くなるなどアベノミクスの副作用と言われるものも出てきているようでございます。また、3本の矢であります民間投資を喚起する成長戦略は自立的な景気回復の鍵を握ると言われておりますが、国家戦略特区や法人税減税などの規制緩和策などは、衆議院解散で持ち越されるなど、地方においてはアベノミクス効果はまだまだ実感がないというのは現実の姿ではないかと考えております。

経済の専門家の中には、デフレからの脱却や経済成長を実現できなかったとき、アベノミクスは借金の山だけを残すことになりかねないと指摘する人もいるようでございますが、伊藤議員さんが懸念されているアベノミクスの成否がはらんでいる大変な結果というのがどういう具体的な内容なのか、もし次の質問でご教示、私に教えていただければ幸いです。よろしいですか。

次の国の財政に対する見方ということでございますが、今回の消費税増税の先送りにつきましては、国民の家計負担も先送りされることとなりますので、当面の景気対策としては有効かもしれません。しかし、予定どおり10%に引き上げたとしても、2015年にプライマリーバランスの赤字を半減させることは難しいと言われていただけに、先送りすることによって2020年に基礎的収支を均衡化させる政府の目標達成はますます困難になるのではないかと考えられます。これについては、先ほどお話ししましたきょうの河北新報の記事によりますと、円安などによる企業収益の拡大で、税収が54兆円規模。14年度当初予算の50兆円を上回る見込みとなったと。そのために、一部を借金の抑制に回すことができるようになったという記事が載っております。そして最後に、国と地方の基礎的財政収支の赤字を15年度に10年度から半減させる財政健全化目標は、税収の、今言った4兆円ほどの税収の伸びによって達成できる可能性が出てきたという記事がありますので、これについては今後の推移を具体的に見なければ判断つかないのかなというふうに私自身見ているので、今後注意深く見てまいりたいなというふうに考えております。

そういったことで、さらには平成27年度から予定しておりました子ども・子育て支援新制度など社会保障制度の充実策の財源といたしましても見込んでおりましたので、先送りすることによって別の財源を充てなければならず、財政健全化という面からすれば今回の増税先送りはマイナスだったのではないかという気もいたします。これは推移を見なければ判断つかないところもございますので、今の段階でそう認識しているということで考えていただければというふうに思います。

日銀が政府の借金を肩がわりしているとの見方から、政府や円の信用を失いかねないとの見方もあるということも質問の項目の中にありますが、今月初めにはアメリカのムーディーズという信用格付会社が財政赤字の中

期的な削減目標の達成可能性などについて不確実性が高まったとして、日本の政府債務格付の格下げを行っていたところでございます。こうした難しい内容等がございますが、市場からの日本の財政運営や通貨に対する信用が失われないよう、財政再建に向けた着実な取り組みが必要となってくるわけでありますが、安倍首相は2020年度のプライマリーバランスを黒字化する財政健全化目標は堅持するとして、来年の夏までにその達成に向けた具体的な計画を策定し、経済再生と財政再建を同時に実現していくと言われております。記事の内容が、その方向に向かうのではないかという見方もあります。しかし、今後のことについてはなかなか判断は難しいだろうと私自身思っております。

なお、今後の動向次第では町にも影響や対応をしなければならないこともあると思われまますけれども、現時点においてはどのような推移をされるのか、やはり見守っていかなければならないということで私自身考えております。なぜかといいますと、具体的な町に対する財政的な支援というものがまだ表面化されておきませんので、答弁にならないような答弁になるかもしれませんけれども、その辺はご了承をいただければというふうに思います。

次の地方創生と町の対応についてでございますが、11月21日に成立いたしましたまち・ひと・しごと創生法につきましては、現在国の総合戦略が定められていない状況でございます。まち・ひと・しごと創生本部では個性あふれるまち・ひと・しごと創生のため地方自治体が主体的に取り組むことを基本としておりますが、町に示されておりますのは、これから国が策定する国の総合戦略をよく見定めた上で、遅くとも平成27年度中の地方版総合戦略の策定が努力義務として位置づけられているということでございますので、そのものについても具体的にまだ、どういう姿でつくるのか、どういう内容を盛り込まなければならないのかという指針もまだ来ておりませんので、それ以上のことは何とも答弁しようがないというのが今の現状でございますので、了承をさせていただきたいというふうに思います。

そういう状況でございますので、2040年までを見通した人口動向を分析いたしまして将来展望を示す地方人口ビジョンを策定する必要がこれから具体的に出てくるということでございますので、これらをもとに今後5カ年間の目標、施策の基本的方向性や施策を掲示しなければならないと今の段階では考えております。特に、この地方人口ビジョンを策定するに当たりましては、人口動向分析等を行える職員の確保、育成が必要とされておりますことから、どのような具体的な方策をとるのが適当か県の地方創生推進本部と十分にこれらについて協議していくとともに、近隣自治体の状況等も参酌しながらあわせて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ぼやっとした今の状況でございますが、何回も申し上げますがご了承をいただきたいというふうに思います。

来年度は、前の質問者にもお話ししましたように、第5次総合計画を策定する時期に差しかかっているということで、年明けから事業に着手するという考えでおりますので、ぜひその策定とあわせました地方版の総合戦略策定も考えていかなければならないというふうに認識しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上、具体的な姿が見えない状態での答弁となりました。聞きづらいところがあったというふうに思いますが、よろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げます、7番伊藤雅一議員の回答とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤釈雄君） では、休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開します。

7番。

○7番（伊藤雅一君） それでは、時間がまた足りなくなったような感じがしますので、続けて申し上げさせていただきます。

質問項目の1のほうに対して、まず続けて申し上げます。

学校統廃合には、地域の実情、通学上の安全性などが確保されていなければ、これからの箕岳地域の子供たちは苦勞の尽きない学校生活を重ねていく、こういうことになるというふうに考えます。そこで、自転車や徒歩での峠越えを子供たちに求める前に、交通安全、通学と体力の問題、それから通学と学習への影響、こういったものがやっぱり心配されるわけでございますので、特にこの路面の凍結時、心配されるわけでございますが、通学として見込まれる峠越えの各コース、産飯小屋から上ってくる道路もあります。きっとそこを通う子供たちも出てくるだろうというふうに思いますが、この各コースにおいて体験的な事前調査、私は町と教育委員会でぜひひとつやって、実査、そいつをやっていただきたいとこういうふうに思います。これは、今後のために町と委員会とで体験実査を行い、その結果を記録して保全しておいていただきたいと今後のために申し上げます。まず、ひとつお願いします。

○議長（遠藤釈雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠原元道君） それでは、私のほうから子供の安全確保ということでご質問をいただきました。これについては、先ほどのいわゆる町長答弁の中で尽きます。すなわち、その安全確保のために、あと通学距離、その辺を考慮してスクールバスの運行ということに、今回の統合ではこのように措置をいたしたわけです。

あと一方、この小里地区ですか、特に小里トンネル周辺の交通のことについては、これはスクールバス、いわゆる登下校だけでなく、日常の生活においてもこれは非常に危険な状況なわけです。これは、先ほど町長答弁にもありましたように、その点を踏まえて先ほどの町長の答弁になったんだろうというふうに私も推察いたします。そういうことで、今はそういう危険に遭わないためにスクールバスを運行するというところでございます。ご理解いただきたい。

○議長（遠藤釈雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 今の答弁、さっぱり質問に答えていないな。私、体験的な事前調査をお願いしたいんです。そいつに答弁をいただきたい。

○議長（遠藤釈雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠原元道君） 今は、スクールバス運行でいわゆる学校教育を行うということでございます。

ので、この体験実査については学校教育というよりも、これは別な視点から考えていかなければならないのかなというふうに思います。これは、例えば将来のいわゆる住民バスとかそういうことがあった場合、そういうふうな裏づけがあるからこういうことをするというふうなことだろうというふうに思います。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 何かさっぱり私の質問に答えてくれないようですが、やる気がないのかどうなのか。時間がないので次に進みます。

人口減少を防ぐためには、小規模校をどんなことがあっても存続させることが必要だとさっきも申し上げましたが、地方創生大臣はセミナーでそのようにおっしゃっておられます。この大臣の言葉にどう答えますか。お伺いします。

○議長（遠藤釈雄君） 教育長。

休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開します。

教育長。

○教育委員会教育長（笠原元道君） それでは、私のほうからいわゆる今の現在の統廃合の国の考え方、それをまっずお話ししたいと思います。そのよりどころなんですけれども、現在、国では教育再生実行会議というのを開いております。25年の1月から開催しているわけなんですけれども、その中で今まで5つの提言、第1次から第5次まで提言なされております。その中の提言の中に、今ここにあるんですけれども、統廃合に係る部分をちょっと読んでみますのでお願いしたいと思います。

「学校が地域社会の核として学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う」と。すなわち、学校規模の適正化に向けて、いわゆる統廃合を進めるといふ、加速させるということですね。一方、そのためのいわゆる統廃合に対しては、いろんな財政的な支援を行うとそういうことでございます。これは、7月の3日にこの第5次提言が出されております。恐らく、石破大臣のさっきのお話もその中を受けての地方創生のお話だろうという、私はその場になかったもんですから推測いたします。

そういう意味では、国としてはいわゆる適正規模においてこの学校統廃合を支援すると。そのための支援は行くと。その後、新聞報道によりますと、いわゆる政府が小中学校の統廃合に関する指針、これは1956年に、60年ぐらい前に指針を出しているんですけれども、それを変えるということですね。例えば、通学距離の上限が、今までですと小学校が4キロ、中学校6キロ、それを見直すとか、あるいは通学時間というものをに入れていなかったんですね。その基準を入れるとか、いわゆる統廃合を適正規模・適正配置、それを踏まえた統廃合に、

取り組みやすいようにすると、そういう意味で国のほうでは考えていると。

そういう中で、今度は本町の場合ですけれども、これはもう今まで再三といいますか議会でもお話しさせていただきましてけれども、やはり一定規模の子供の数がいなければならないということ。これは、もう繰り返したしません。そして、涌谷町の現時点では、子供にとって望ましい学習環境ということで行っているわけですが、ただ箕岳地区については特に小学校、幼稚園につきまして、特に小学校ですけれども、この学校等適正規模に係る関係法規というのがございますけれども、その中で1学年2学級とかということがあるんですけれども、ただ箕岳地区の状況を見ますと、非常に箕岳地区の教育力といいますかコミュニティー力といいますか、これが非常にございます。それを十二分に生かした活用したふるさとのよさを実感させる、味わわせる、そういうふうなことが大事だということで、単学級なんですけれども、15名から20名ですね。大体小学校の場合ですと。これは、一つの根拠がございます。今、少人数指導といいますと、県から加配措置をいただくわけですけれども、その場合の少人数の一つの基準が大体15名から20名でございます。それが少人数指導です。それ以下になると、これは少数指導です。少数指導。やはり、これ以下になるとさまざまないろんな懸念が出てくるということで、これも前にもお話しいたしましたけれども、ここでは繰り返しません。箕岳地区の場合は、そういう意味で小学校が1学級だけけれども15名から20名前後。それも、その子供たちの教育に、例えばきょう、先ほど1番議員さんが除雪のことをお話しいたしましたけれども、恐らくきょうは箕岳地区の小中学校を地域の方が除雪しているのかなというふうに思います。いわゆるそういう教育に対する思いといいますか、非常に地域として存在しているわけです。そして、いろんなPTA行事、それもさまざまな行事がございます。子供たちの数よりも地域の方が多く参加するというような、そういうふうな教育力をぜひこの小学校については生かしていただきたいというふうに思うわけです。そして、最終的に中学校は一つにして、それぞれ中学校の場合はどうしても選択肢が少ないと。いわゆる学習集団としてやはり少ないということでございますので、そういうふうな形で本町は本町としていわゆる学校等適正規模・適正配置、私は国の方針は方針であろうけれども、場合によっては国より先取りしてこの方針を実施しているのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（遠藤釈雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） せっかく立って答弁をお願いしているわけですから、質問をちゃんとお聞きになって答弁してもらいたいなというふうに思います。全然的外れなことを言っている。

時間がございませんので、次に進みます。

農水省は、人口減少が進む農山漁村の維持、活性化を深めるため、有識者による検討会を発足させておられます。来年3月には、新たな食料・農業・農村基本計画がまとまるとのことです。これにあわせて、活力ある農村、農山漁村づくりに向けたビジョンを策定し、日本国内で農山漁村が果たしている役割を明らかにし、その上で具体的な検討をすとしておられます。こうした政府は地方の人口減少対策の歯どめにまち・ひと・しごと創生本部がされてきておられますが、町もこうした国の取り組みとともに、まずはこの町は2040年までには県下で14番目に消滅すると試算されておるわけですので、我が町の再生に向けて地域から学校を奪うという方法ではなく、人づくり、少子化対策に取り組むべきというふうに私は考えるのですが、町長のお考えをひとつお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 改めてお話しいたしますけれども、伊藤議員さん、既に中学校統合を議会とあるいは町民、あるいは各関係者の方々のご了解をいただいて前に進もうとして、それに対する課題というものはどういう姿があるのかということで今、週2回あるいは週3回の委員会を開いて一つ一つその実現に向けて取り組んでいるところでございます。その状況にあるのに、マイナスの姿を改めて質問するということについては、私は納得いかない気持ちがありますけれども、その件についてどうなんですか。伊藤議員さん。改めて、私のほうから反問という気持ちでお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） ただいまは反問権の行使と見なしまして、そのことについて答弁願います。時間を停止します。

○7番（伊藤雅一君） 私は、一般の質問と質問の内容が私は全然違うというふうに思っています。この問題は、失敗してしまったと、やり直そうと、こういうことは後戻りができない大事な問題だというふうに私は思います。それから、これからの子供たち、やがて大人になってくるわけですから、子供は、いつまでも子供じゃないんです。私たちが子供のときは、こういうことがあったんだということになるわけです。私たちは重要な判断をしなくちゃいけないということだというふうに思います。そのことを私は考えて質問を申し上げているわけでございます。なおさら、こういう地方大臣のこういった今後に対するあり方もこうして述べられておられるわけですから、なおさら加えて申し上げているわけでございます。ご理解をいただきたいとします。

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

○町長（安部周治君） 少し認識が違っているのかというふうに、私、受けとめております。確かに石破大臣はそういう話をされたという裏には、やはり地方の活力をぜひつくってほしいという姿であるなというふうに聞いております。せっかく統合が涌谷町においては決まった後に、後戻りしてまでそういう姿をやりなさいということは、幾ら国の大臣であってもこれは命令というような姿はできないものだというふうに認識しております。解釈の仕方、理解の仕方が、ちょっと私と認識が違うのかなど。私もあのお話を伊藤議員さんと同じ立場というか同じ席で聞いておりましたので、私は受けとめ方は別な受けとめ方をしております。やはり地方の創生、活性というその姿については、ぜひ地方自治体で施策を講じながらいろんな一つの例をとりました学校統合等々の課題についても、前に進もう、活性化するための施策を講じようということをお話しされたものというふうに私自身、理解をしました。でありますので、既に、何回も繰り返しますが、決めて進めて前に進もう、それによって将来を担う子供たちのいい教育環境をきちっと整備していこうということで今、真剣に取り組んでいる矢先に、何ゆえそういう姿のマイナスの話をしなければならないのか、私は理解に苦しむというふうに考えております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） あと、時間ございませんので、アベノミクスについて質問させていただきます。

学校の統合の話については、全く私の申し上げていることとは大分距離が遠いというか、さっき申し上げたように子供たちはやがては自分の能力で判断するような時期が来るわけですから、これはわかるわけです。うそは言えないわけですから。当時にこんなことを考えたのは、じゃあ誰なんだと。恐らく名前を挙げて。いろいろと調べる人も出るかもしれませんよ。誤った判断をしてもらいたくないというふうに私はお願いしま

す。

次に移ります。

質問項目の2のほうです。日銀は、支給額年間60から80兆円の追加金融緩和、これは巨額を投じて2%程度の物価高、デフレ脱却、こういったものを目指しているが、この方法に対する町の見方というか対応についてお伺いしたいと思います。さっき町長から言われましたので、ちょっと私の考えていることを申し上げます。

市場への巨額の放出、大変な金額です。これ、年間もう60から80兆円というのは大変な金額ですから。これは、金融機関から国債の買入れ、それを主たる目的にしておるようです。それから、2つ目は日銀による国の債務の肩がわりという問題があります。それから、今ロシアですか、原油の値上がりから貨幣価値が半減ぐらいしているという状況にあるようです。自分の国の信用もですが、円、国債に対する信用、同時に金利も何かもう10.5から17%ということですが、どうしようもないああいいう状況が生じる可能性もあります。そういったことでお聞きしたいと思います。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） これは、ただいまの質問は、伊藤議員さんに改めてお伺いしますけれども、町とのかかわりというものは具体的にどういう姿が出てくるのか、私にはちょっと理解できません。これは、あくまでも国策の姿で対応すべきものであって、町がそれに対してどうしよう、こうしようという姿まではちょっとできない内容なのかなというふうに理解をします。それによって具体的な数値を各地方自治体に示されて、それによってこのような事業、このような事業推進をやりなさい、あるいは国によってこの金額によって活性化策を見出さなさいというような姿であれば、それについての現実の町の課題等々について充当しながら活性化あるいは人口増加対策等々がとれるわけでありますけれども、今そういう質問をされてもどのように手だてをしたらいいか私は理解に苦しむなというふうに思います。どうしますか。また改めて反問しますけれども、町にそういうかかわりをどのように対処してほしいと、あるいはおれはこういう考えであるんだけど町長の考えはどうだということについて、具体的な議論というものがなされて初めて答弁ができるということですので、まだ全然国の方向性も決まっていない、あるいはこういう状況だというだけの中で、町がこうしたい、ああしたいと言っても財源が出てこない姿では何とも致し方がない施策を講じなければならないことにはならないんじゃないかというふうに思います。いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） ただいま町長の反問的な伺いですが、このことについては町長自身もおっしゃっているように、まだまだこの地方創生法の施行というものの具体がない中での展開の……。 （「もしなんなら応えますから。」の声あり） いや、3月までには国の施策もまとめてくる中でもう1回具体が出てくると思いますので、そのときまで研究なさってはいかがですか。 （「私が言っているのはね、そういうことではないんです。」の声あり）

ちょっと休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、再開します。

5番杉浦謙一君、一般質問席に登壇願います。

〔5番 杉浦謙一君登壇〕

○5番（杉浦謙一君） 5番杉浦でございます。かねてから通告いたしました項目に従いまして、一般質問を行ってまいります。

まず最初に、土砂災害の防止についてでございます。

今年は、広島市ですとかまた首都圏、関東圏におきます大雪に、本日も大雪ではございますけれども、雪害による全国的にも災害の多い年でなかったかなと思っております。私は、大震災前から震災の対策、そしてまた水害の対策に関しましてこれまで一般質問、質疑等を行って、万全なのかどうかこれまで質問をしております。今回は、涌谷町内におきます土砂災害に関しましての質問とさせていただきます。

この土砂災害の危険箇所、現状ではかなりの箇所があると思います。現状はいかになっているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。そしてまた、法律的には、土砂災害の法律として土砂災害防止法というのがございます。土砂災害から国民の命を守るために土砂災害のおそれがあるとそういった区域について危機の周知、そして警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、規制住宅の移転促進のソフト対策の促進をしようというのがこの法律でございます。また、土砂災害、この町内の土砂災害危険箇所の周辺住民への対応策はどうなっているのかお聞きしておきます。

そして、2つ目は学校におけるいじめの問題でございます。

最近ですと、滋賀県大津市のような事件などいじめにおける自殺が全国各地で起き、多くの方が心を痛めております。いじめ、この問題、今日のこのいじめの問題は、人間関係を利用しながら相手に恐怖を与え、そしてまた思い通りに支配しようとするもので、ときに子供を死ぬまで追い詰める事件に発展し、ネットによる中傷、傷害、性暴力、恐喝などの犯罪ともつながっております。多くのいじめの被害者は、その後の人生を変えてしまうような心の傷を受け、大人になっても恐怖で社会に出られないなど後遺症にも苦しんでおられます。いじめは、いかなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力であります。しかも、いじめはどの学級にもあると言われるほど広がっております。責め合うような言葉を交わしたり、遊びやふざけとして人が傷つくこと、これを平気で楽しんだり、その様子を周りで見ていたり、こうした風景が日常のものでなければ、子供たち全体の成長に暗い影を落とすこととなります。

さて、お聞きいたしますが、このようないじめの件数把握は行っているのかお聞きいたします。そしてまた、いじめ問題の課題はさまざまあるわけでありまして。とりわけ社会が正面から取り組み、事態を打開することが大切でございます。目の前のいじめから子供たちのかけがえのない命、心身を守り抜くことでございます。この点で、子供を守れないケースが繰り返されていることは大きな問題でございます。同時に、いじめを解決した貴重な実践が全国各地にあることも重要でございます。これから教訓を酌み取れば、子供を着実に救う道が開けるのではないのでしょうか。根本的な対策として、なぜいじめがここまで深刻になったのかを考え、その要因をなくすこと、いじめというこの芽をどの時代、社会にもあるわけでございますけれども、それがたやすく深刻ないじめにエスカレートしていく点に今日の問題があります。教育や社会のあり方の問題と捉えて、その

改善に着手することが求められているのではないのでしょうか。このいじめの早期発見、対策はとられているのか。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（遠藤釈雄君） 町長、登壇を願います。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 5番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

確かに、ことしは災害の多い年、それもいろんな災害がありました。土砂災害、きょうは風雪の災害がございましたし、台風による水害等々もありました。本当に災害の多い年だったなというふうに認識しております。これにしっかりと対応しなければならぬということで、後ほど答弁いたしますが、よろしくご了承をお願い申し上げたいというふうに思います。

土砂災害危険箇所の現状についてのまず1点目のお尋ねでございますが、平成11年の広島県の土砂災害を教訓に土砂災害防止法が制定され、全国の土砂災害危険箇所の把握が実施されたところでございます。土砂災害危険箇所は、土石流、地すべり、急傾斜地に分類され、全国の箇所数は平成24年度の国土交通省のデータによりますと52万5,307カ所、宮城県内は8,482カ所となっております。涌谷町の土砂災害危険箇所は87カ所で、大崎管内では大崎市に次いで2番目の箇所数でございます。

宮城県では、平成18年から土砂災害警戒区域の調査をもとに危険区域の指定を行っており、現在涌谷町の指定箇所数は31カ所という状況でございます。さらに、今年8月に広島県で発生した土砂災害により調査終了箇所を速やかに公表することとしたことから、宮城県北部土木事務所は12月4日に土砂災害防止法に基づく基礎調査結果説明会を涌谷町役場で開催し、新たに29カ所の指定を行う予定としているところでございます。この指定をされますと、危険箇所区域等の表示看板が現地に設置されるものでございます。今後も危険箇所については県が順次調査を進めるものと聞いておりますので、積極的に協力してまいります。

次の土砂災害危険箇所の周辺住民への対応についてでございますが、危険箇所の指定を行う前には関係者への説明を行っております。先ほど申し上げました説明会においても、資料の配付と防災担当職員が涌谷町の防災体制等についてお話をさせていただきました。また、6月の土砂災害防止月間には土砂災害が起きる過程や対応等についてを広報わくや6月号お知らせ版に掲載いたしております。さらに、10月5日に開催した涌谷町総合防災訓練におきましては、宮城県北部土木事務所の協力によりまして土砂災害に関するパネル展示を実施すると同時に、涌谷町消防団に土砂災害救出訓練を実施したところでございます。11月16日には箕岳地区11行政区を対象とした防災訓練を行い、その中で宮城県土木部職員による土砂災害に関する研修会を開催し、土砂災害に対する正しい知識や安全な避難のあり方等を専門的な見地から講演をいただき、対象となっている住民の皆様に対しまして普及、啓蒙を図ったところでございます。

宮城県では、9月12日からインターネットを利用した土砂災害警戒情報システムの暫定運用を開始しておりますが、これは土砂災害警戒情報が発令されますと対象となる区域の10分ごとの危険度情報と予測値が表示され、住民への速やかな避難指示等に活用することが可能となっております。周辺住民が自主的に行動できるような情報を提供して、関心を高めていきたいと考えております。

土砂災害は、全国で年間1,000件程度が発生しており、近年は、冒頭申し上げましたとおりますますふえる傾

向にあると言われております。また、ゲリラ豪雨など局地的な異常気象によって被害もふえておりますので、土砂災害危険箇所の緊急点検の一環として、県が指定した土砂災害危険箇所を中心に砂防ダムや急傾斜地を踏査し現状を確認いたしており、今後はどのような対応が必要かを関係者等々と検討してまいりたいと考えております。

土砂災害等に対しましては、警戒区域や想定される被害等の周知を徹底し、町と住民の皆様が一体となって備えていくことが安心・安全なまちづくりの一環につながるものと考えておりますので、議員皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、5番杉浦議員への回答とさせていただきます。

この実査等々につきましては、11月1日発行の広報わくやに掲載しております。6ページに掲載しております。私も9月の18日に、この危険箇所等々を副町長と職員とともに県が指定いたしました危険箇所を中心に実査をしてきております。今後、具体的にどのような対応が必要なのかということについて、現状を把握しながらきちっと対応していかなければならないということでございます。なお、町内の土砂災害危険箇所等については、涌谷町のホームページに掲載しておりますので、ごらんいただければというふうに考えております。

本年度の今後の対応等々につきましては、来年の3月7日町民防災研修会をみやぎ鎮魂の日に開催し、約200人を対象といたしましていろんな研修会をする予定で今、事務を進めております。よろしく、これもご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 質問事項2点目の学校におけるいじめ問題については、昼食のため教育長の答弁を留保します。

休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

教育長、登壇を願います。

〔教育長 笠原元道登壇〕

○教育委員会教育長（笠原元道君） それでは、今回この場に立つのは初めてです。よろしくお願いいたします。

杉浦議員には、日ごろより教育行政に心を向けていただいております。感謝申し上げます。

このご質問の学校におけるいじめ問題については、平成24年9月議会の一般質問でもいただいております。さて、いじめの早期発見、把握については、従来から学校からは教育委員会のほうに月例調査結果が報告されております。学校では、少なくとも学期1回以上のアンケート調査が実施され、また学校生活の全ての場面において問題あるいは問題と思われる兆候を察知した場合、すぐにカウンセリング等を行うなどの対応がとられているところでございます。

ご存じのとおり、国において平成25年、昨年9月に、大津のこともございましたけれども、いじめ防止対策推進法が施行され、本県におきましても宮城県いじめ防止基本方針が平成25年12月に策定されました。これを受

けまして、涌谷町教育委員会では本年6月に涌谷町いじめ防止基本方針を策定し、いじめはいつでもどこでも誰にでも起こり得ることを常に意識し、いじめを起こさない指導と、起きた場合の適切な対応等いじめの根絶に向けた取り組みを行っておるところでございます。

次に、町内各学校での最近のいじめの把握件数についてであります。平成24年度は小学校2件、中学校10件。その内容は、からかい、悪口や陰口といった言葉によるもの10件、仲間はずれ1件、持ち物へのいたずら1件でありました。平成25年度は、小学校はゼロ、中学校22件で、その内容はからかいや悪口など言葉によるもの19件、メールによる中傷2件、ふざけ合いがエスカレートした事案が1件でありました。平成26年度、今年度はこれまでに小学校はゼロ、中学校で3件の報告があり、悪口、陰口2件とふざけ合いがいじめと受けとめられた事案が1件であります。これまで把握した事案は、幸い全て早い段階で指導がなされ解決ということになっております。指導した児童生徒の中には、いじめているという認識がなく、何気なく発した言葉がそのように受け取られたということもございました。なお、いじめの指導を受けた子が再び指導されたり、いじめを受けた子が再びいじめられたという報告は、これまで受けておりません。

改めまして、いじめの防止策として町教育委員会では、涌谷町いじめ防止基本方針を踏まえ、各学校からの生徒指導情報や定期的実施されているアンケート調査等への対応及びPTAや地域防犯組織等との連携を図りながら、児童生徒の安心・安全な環境整備と見守りを行っております。学校におきましては、従来からいじめ防止に係る委員会、これは教師の委員会が組織され、年に数回から毎月1回の頻度で開催され、全ての教育活動を通じていじめのない安心して学べる学校づくりと仲間づくり、そしていじめがあった際の早期発見、早期対応に努めていることについて、この会議では話し合われております。

さらに、生徒みずからいじめ防止に向けた活動も具体的に行われております。涌谷中学校生徒会では、咲楽隊という組織を立ち上げまして本年5月いじめ防止宣言をし、ポスターや標語を掲げ全校でいじめ防止活動に取り組んでおります。そして、これらの活動が評価され、本年10月に宮城県警察本部長、宮城県防犯協会連合会長連名により、自主防犯ボランティア活動推進功労団体として表彰をいただいております。このことをご紹介申し上げ、第1回目の杉浦議員への一般質問の回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、2回目の質問に入らせていただきます。

土砂災害の防止についてでございます。

先ほど答弁いただきました。この涌谷町内、土砂危険箇所ありましたが、過去に土砂による災害というのは、土砂災害の発生はあったのかということなんですが、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 私の記憶の中によりますと、水田等そのまま、あるいはそういうやぶの崖等々の土砂崩れ等々が数件、過去にあったと記憶しております。私が消防団員でありました関係で、現場に行ったこともございます。そのほかは大きな、人が、あるいはいわゆる財産が失われるというような大きな土砂災害は、いまだ私の田舎に帰ってきてからは経験はないというふうに認めております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） この土砂災害危険箇所ですね、先ほどの発生件数はいまいちょっとわからないんですが、

このまま宮城県との関係、県が指定箇所として指定いたしまして、その後の対応、町とのそして県との関係ありますけれども、このままで順番が、順次実査をするというふうになると思うんですが、その後の対応というのは何かあるんですか。町が管理するのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） これは、国県等々と連携を図りながら対応をしていくという姿でございます。特に、冒頭申し上げ、杉浦議員もおっしゃいましたように、災害というものは常時違ってくる、同じ状態の雨、同じ状況の場所ということがなかなかそういうものはないということで、いつどういう状況で発生するかわからないというのがこの土砂災害の姿ではなかろうかというふうに考えております。でありますので、特に大丈夫だといっても雨の量あるいは今回のように東日本大震災の後の亀裂等々を見過ぎさないよう、そこに多量の雨が降った場合は、やはり事後のチェック等々は当然しなければならないのかなというふうに私自身考えております。

そういう面で、特に関係する建設課あるいは農業関係の地域であれば農林振興課等々が、現場で具体的にある程度把握しておりますので、その後の状況等々についてチェックするということは大事な姿ではなかろうかなというふうに考えております。

ちょっと先ほどの答弁で漏れましたけれども、一昨年ですか、洞ヶ崎の土砂崩れがありまして、これは人身あるいは財産等々には被害がなかったんですが、道路が崩れたということで応急的に県のほうで対応をして、完成はしております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 町の管理なのかというのはちょっと抜けておりましたけれども、管理かどうか後で答弁願います。

私は、そのほかに砂防ダムの話されておりました。町長が、砂防ダムを監視しているということでございましたけれども、私も実際に見てきたのでございますけれども、砂防ダムが実際問題、土砂に埋まっておりました。これが非常に危険だと思われま。この土砂に埋まった砂防ダム、このままにしておきますと一つの災害のおそれがあると。ましてやその上、流れが蛇行しているという状況もあります。そういった河川もございまして、なお危険と思われま。これも含めて町の管理なのか、工事は違うのか、ちょっとお答え願いたいと思ひます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 申しわけございませんでした。土砂災害の危険箇所ということで、県が指定されますと県管理ということになります。それ以外のところは、町が暫定的に対応するわけでありましてけれども、特に今回のように土砂災害の危険な状況が全国あちこちで出てくるということについては、やはり危険箇所の指定というものはどんどんふやして監視していかなければならないのかなと。あわせて、住民に対してもきちっと説明をしながら、警戒態勢を敷いていかなければならないのかなというふうに認識しております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 砂防ダムの話を質問したのですが、先ほどの、再度申し上げますが、監視をしているという答弁でございました。この砂防ダムにつきましても、先ほどの、管理かどうか、工事はどうなのか質問、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） たびたび失礼しました。抜けておりました。

確かに、砂防ダムの状況が、土砂がいっぱいになっておりまして、貯水能力がほとんどない砂防ダムが数カ所見受けられます。涌谷の箇所においてもですね。そういった面で、県のほうにはやはり連絡等々もしておりますけれども、どういう管理がいいのかということについては、私もよくその辺が具体的にはわかりませんが、満杯の状態がかえっていいという話もお伺いしますし、いや、丸きり砂防ダムを掘り起こして、常に水がたまるようなそういう状態のほうがいいのかというような説、両方の説があるようで、どれがいいのか私も実際、具体的に見解というものがわかりません。そういう、土砂がいっぱいになっている場所がやはりありますので、その辺については県のほうでも把握は十分しているのかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 砂防ダムですから、土砂が埋まっている状況、私も見ましたけれども、かなり大きな岩が飛び出してきているという状況ですし、必ずあの姿を見ていると、これは砂防ダムの機能をしていないなというのがあります。ましてや、ある場所は砂防ダムが2つあると、上流にもう一つあるという状況で、これまたあつという間に埋まるんでしょうね。そのままにしておいたら、土砂というか岩と言ったらいいのでしょうか、そういったものが下流に流れ出るという状況があるのであれば、町として管理を対応するのか、そして県にそのまま報告をして県がやるのか。そうしないと、安心・安全、先ほど答弁いただいていますけれども、やはりこれは考えていかなきゃいけない。万が一のことを、かなり急な流れですから、山から流れ出る水が急峻な河川でございますからその点はもう少し考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 埋まった砂防ダム等々については、改めて土砂等々を取り除くようなことは、これまではしていない状況が見受けられるんじゃないかというふうに思います。むしろ改めてその上流等々について設置するというような姿のほうが、逆にいい状況になる場合もあるというふうに認識しております。でありますので、やはり1つの沢には下流から上流へ、さらに上流へと設置している状況も見られるのも、その辺の姿のかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 質問の砂防ダムの関係でございますが、工事につきましては宮城県の方の施工でやっております、あと実際に町としてある程度の負担金が発生する可能性もございます。

ただ、宮城県における対策工事の実施状況でございますが、先ほど大崎市から危険箇所として706カ所とございまして、宮城県での危険箇所の整備率も19%という整備状況になっております。それで、今回の土砂災害防止法での説明会にあつたとおり、すぐに対策はとれないのでできるだけ早く危険を住民の方にお知らせして、指定した場所からの避難を誘導するというのが今回の説明会の趣旨でございました。危険な砂防ダムの箇所は県のほうでも十分に把握していると思うんですけれども、費用的な面で時間がかかっているように思われます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 県の対応というのものもあるんですが、この砂防ダムにかかわる話ですけれども、町長も現場

を見ていらっしやるということですし、これが何もしないまま災害が起き住民を避難させるといった場合、これを町や県がわかっているが対応しなかったというふうになれば、町と責任、県の責任もありますけれども、そういった点に最終的には、あくまでも万が一の場合ですけれども、対策をとらないという点は、やはりただけないのではないかと思います、最後になりますけれども、その点、町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ただいま建設課長がお話しされましたように、全ての沢等々、危険箇所等々について万全に対応をする、措置するというような状況には、やはりほど遠い姿が現実にあるということでございます。そういう面で、有事の際にはじゃあどうするのかと、責任を回避するのかというような姿でございますけれども、やはり危機管理という面からしますと、やはり私は早目に対応をする、早目に警戒態勢を敷き、早目に避難等々をする。それが、管理者あるいは首長の努めではなかろうかなというふうな考えでおります。

ここに、平成26年4月に消防庁が発行いたしました市町村長による危機管理の要諦ということで、初動対応を中心としてということで、いろんな災害等々について首長が判断すべき事柄、判断する時期等々を経験則、いわゆる失敗談というんですかね、等々についてまとめて掲載されておりますけれども、やはり見逃しよりも空振りのほうがいいんだという認識に立って対応していかなければならないということが述べられております。まさにそのとおりだろうなど。見逃したために、あるいはちょっと判断がおくれたために大事になってしまったというよりも、あらかじめ空振りでもいいという姿で早目に判断をして退避、いわゆる住民の避難等々をさせておいて大事に至らなかったとって非難を浴びたということよりも、やはりそちらのほうが対応としていいというような記載がされておりますので、やはり我々といたしましてもそういう姿を持ちながら降雨量あるいは台風の進路、あるいはこういう雪害の状況等々をきちんと把握し、関係機関等と連携をとりながら早目早目に対応していくことが一番の姿じゃないのかなというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきながら、有事の際にはぜひご協力、ご指導をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、次は2番目の学校におけるいじめの問題について質問させていただきます。

先ほど、数字的なものをいただきました。文部科学省が、いじめ問題に関する基本的認識ということでこう述べていると。「いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに」と述べていると。先ほど、教育長が答弁されたように、涌谷町のいじめ基本方針というのがあって、その中に組み込まれている話でございます。

平成24年、25年、26年といじめの件数の把握状況がありました。これについては、会議の中での数字、報告した数字だと思うんですけども、この数字というのは小学校がちょっとゼロというのは、25年、26年とあるんですが、こういった実態はどういう根拠、どういう基準があってこのいじめの問題の数字に出てくるのか、まざお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） まず、把握の仕方なんですけれども、これはやはり一番は通常の教師の観察ですね。兆候というんですか。あと、それからいわゆる定期に行っているアンケート調査、この2本が主でございます。もちろんこのアンケート調査の中には、「いじめを見たことがありますか」とかそういう項目もご

ございますので、そういうアンケート調査とはいえ、他の子供からのそういうふうな申告と申しますか、そういうものもあります。

2番目は何でしたっけ。（「基準です」の声あり）ああ、基準ね。このいじめの定義が、まず大事かと思えます。このいじめの定義ですけれども、以前と申しますか平成17年、年度からいけば17年度まではいじめの定義はこういうふうな定義がございました。「自分より弱者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」と、こういうふうな基準なんですけれども、これの捉え方も、これは場合によっては教師によって違う場合もありますけれども、一応定義としてはこれになっていると。それが、いじめが深刻になってきたということで、平成18年にこのように変わっております。いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とし、起こった場所は学校の内外を問わないと。いわゆる先ほどの、最初の「一方的に」とか「継続的に」とか「深刻な」とか、それを取り払ったことが一つですね。あともう一つは、学校内外を問わないと。これは、恐らくメールとかそういうインターネットとかそういうことも影響しているんだろうと思えます。

そういう中で、やはりいろんな子供たちの接点の中で、これは大人も同じですけれども、要するに基本的には自分がいじめられたと感じればいじめになるというふうなことでございます。それによって申告を受ければ、それもいじめの件数になるとそういうふうな状況にあります。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 一番、先ほど基準とあるんですけれども、今の子供たちの状況というのはシカトと申して無視された、肉体的、精神的、これは苦痛は伴うんですけれども、やはり精神的な苦痛というのがかなり大きくて、ましてやよく報告されているのは潜在的ないじめ、目に見えないいじめ、これをどう早く発見できるかというのが学校の先生たちの一番、または父兄の一番の大事なところだと思うんですね。なかなか、子供ははから見るとふざけている、ただ遊んでいるように見えると。これもまた潜在的ないじめ。ましてや、被害者は家庭においても担任においても告白はしないという状況。やはりこれがなかなか見えないというのが状況なんじゃないでしょうか。

私も町民の方からちょっと対話する中で、お話しする中で、いや、いじめは小学校でもあるんだよという話を、ある特定の話ではありませんけれどもゼロではないと言われております。多分、担任の先生にも見えないいじめがあるんじゃないかと私は思っております。そういった中で、やはり一番の問題はいじめた側をしかるのではなくて、いじめた側にも何らかの原因があって、最近ですとストレスによるものがあると。大人と同じですね。ストレスがあると。一番の解決、行政側が解決するものかどうかというのはちょっとわからないんですけれども、やはり全国的な経験としては運動会、やっぱり団結するんですね。子供たちはね。学校の授業とは違って。その中で信頼関係、または担任教師との信頼関係が生まれ、いじめを中身から、内部から克服していくという事例があります。そういった話もありましたものですから、ちょっと一言述べさせていただきました。そういった点で、やっぱり生徒、教師、そして保護者、この信頼関係がやっぱり大事なんじゃないかなと、周知が一番大事なんじゃないかなと思っておりますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 杉浦議員のお話のように、いじめにつきましてはやはりいじめにならない土壌といますか、それが一番大切なことでないかなと思います。学校でいえば、望ましい学習集団といますか、いわゆる学級づくり、仲間づくりですね。その辺に担任教師がどのように対応しているか、まずその辺あたりが大事なのかなと。さらには、やはりこれは今も杉浦議員、触れましたけれども、教師の専門性として子供が見えるといいますか、読めるといいますか、やはりそういうふうなことも一つのいじめを防止する早期発見の大きな力になるのではないかなというふうに思います。

一つの例として、実はアンケート調査がありますけれども、以前このアンケート調査に「いじめに遭いましたか」と書いてもなかなかそれに「そうです」とは返ってこないですよ。実際、アンケート。それで、一つの方策として、「何か自分に心配、不安があったときに、相談できる人がいますか」とそういうアンケートの項目を設定したことがありますね。その中で、「いない」という子供については一応カウンセリングをすると。要するに、積極的にこちらからアプローチしていくと、そういう方法もアイデアですね。1つ、2つというふうに、学校なりに行っているという現状があるかなというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、最後になると思いますが、先ほどいじめの数字として小学校ゼロという数字でございましたけれども、これが確かにゼロなのかもしれませんし、そうでないかもしれませんが、やはりこの数字だけを安心することなく、やはりそういうところでも注意しながら、最後、教育長からこのいじめ問題について、小学校のいじめの問題について潜在的にあるかもしれませんので、その点を踏まえて取り組んでいただきたいということでございますけれども、最後に教育長から答弁いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） このいじめですけれども、杉浦議員お話のように、深刻ないじめほどこれは潜在化するというふうに、やはりそのようにきちっと押さえておくということは大事ですね。その上でいろんな兆候、微細な兆候といますか、そういう点について早目に察知して早目に対応するということが大事だろうと思います。

あと、同時に行政としては、教育委員会としては、いわゆる先ほどの教師の専門性の中に子供が見える、読めるといいますか、やはりそういう教師といますか、そういう意味でのいろんな場面での啓蒙・啓発といますか指導といますか、そういうことをこれからも続けていきたいと、続けていくということでございます。

よろしく願います。（「終わります」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 6番大平義孝君、一般質問席に登壇願います。

〔6番 大平義孝君登壇〕

○6番（大平義孝君） 6番大平でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まち・ひと・しごと創生法への対応と活用について質問をいたします。

今回は、多くの同僚議員の皆さんから質問があり、私の質問も重複するところもあろうかと思っておりますけれども、できるだけそういうところを考えながら質問をいたしたいと思っております。私は、ちなみに石破大臣のお話は聞いていないほうでございますので、もしさまざまなことで失礼な話等ありましたらご容赦を願いたいと思っております。

衆議院解散直前の関連2法の成立でありまして、まだまだ内容もはっきり見えていないと、そういうことが今までの議論の中でも出てきたところでございますけれども、選挙も終わり、政権公約重点政策集で国民に約束をした地方創生については、実施実現がなされるのであると私は理解をいたしております。そこで、質問をいたします。

1、町の活性化につながる事業と進め方について。

2、農業対策にどのように生かすのか。

3、人口減少と少子高齢化にどう対応するのか。

いずれも町の活性化のための質問でございます。よろしく答弁をお聞きいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 最後の一般質問でございますので、しっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

6番大平義孝議員の一般質問にお答え申し上げます。

まち・ひと・しごと創生法は、おっしゃいましたようにぎりぎりのところで成立された法案でございます。議員ご案内のとおり、人口減少対策と東京一極集中の是正等をするために11月21日に成立した法案でございます。地方創生を進めるため定められました法律でございますが、まちは「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、ひとは「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、しごとは「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を目的としているものでございます。

しかしながら、7番伊藤議員の一般質問でも回答させていただきましたが、基本となる国の総合戦略や具体的なビジョンがまだ示されていない状況でございますので、各地方公共団体においてはこれから国が策定する施策を勘案しながら、人口動向を分析あるいは将来展望を示す地方人口ビジョンとそれをもとにした今後5カ年の目標施策の基本的な方向性や施策を提示する、いわゆる地方版総合戦略を策定することが努力目標とされているということをお話しさせていただきました。市町村単独ではなく、県、近隣市町村等々と十分に協議や調整を行っていきながら策定する必要があるものだなというふうに考えております。

議員のご質問の中にあります町の活性化につながる事業と進め方について、農業対策にどのように生かすのか、人口減少と少子高齢化にどう対応するのか等々につきましては、これから計画を策定する段階でありますので、今後国の総合戦略が具体的に示されまして定められましたならば、県の地方創生推進本部と協議を進めながら町の総合戦略、総合計画等々に反映させるべく、策定について検討してまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、6番の大平議員の回答とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） それでは、1番目、町の活性化につながる事業と進め方についてでございますけれども、ただいま町長の答弁によりまして、まだ言ってみれば白紙の段階であると。それで、これから県や近隣市町村とのさまざまなことを経てということでございますけれども、実質さまざまな、この創生会議等のその前の段階からのさまざまな議論等を聞いておりますと、もうそれでは遅いんじゃないかと。今回、涌谷町は総合計画の策定とあわせて、このことのさまざまな取り組みをなさらなければならないということでございますので、非

常に職員の皆さんにはご負担をかけているのではないかなと思っております。けれども、早い者勝ちでも何でもないけれども、とにかく自分たちの町のことは自分たちできちんとやりましょうという、志のある町の政策を国が認めて取り上げていこうという政策のように私は理解をいたしております。

そこで、先ほどの町の活性化につながる事業についての進め方、これも今までのさまざまな中からでございます。同僚議員の皆さんも非常に多くの質問をなさいましたので、少し方向を変えますけれども、涌谷町の先ほど来の議論の中で、交流人口をふやすために、「涌谷町っていいところだね」と言われているが、世間の人、涌谷町以外の人、県内も県外も含めて、余り知られていない。このアピールの仕方は、どこに他の今、本当に観光客や交流人口のふえているところと違うのかなということを考えながら、このことについて質問をいたしますけれども、涌谷町は産金遺跡、これが本当のメインであろうと。篁峯寺と見龍寺、さまざまな史跡や歴史遺産がありますけれども、その産金遺跡の一番の元は何であるかと。金を掘った跡ではないか。洗沢あり、下のほうに流れてきた、ここにもとりましたよという説明があり、今ろまん館で砂金とりをやっていますけれども、果たしてみよし堀跡、今どようになっているのか。そういったところから、根本的に観光というもの、交流人口、そういうところを見たいという方たちのその気持ちを、「来たいな」と思わせるようなところがあるのかと。

ろまん館、あのとおりでございますし、黄金山神社も文化庁とのさまざまな兼ね合いもあろうかと思っておりますけれども、非常に危険な建物になっているのではないかと私は素人ながら思っております。さらに、先ほど前者の質問にありました黄金山神社のそばを流れる沢は、土砂災害の危険と判定された沢でございます。そういったところもきちんと整えて、きちんとしたPRをして、「ぜひとも涌谷に来てください」「涌谷っていいところですよ」と胸を張って言えるようなところが実際あるのかなと思っております。みよし堀跡につきましては、もう山の中のすり鉢状が残っているだけと。それをぐるっと回ってまた成沢に帰っていく道路は、雑木林になっております。そういったところの改善をしながら、涌谷町の本当に大事な産金遺跡をきちんと整えていって、この制度、地域の地方創生、東京の人のためではないはずで。涌谷町民のためにもするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 全くそのとおりです。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ただいま、「全くそのとおり」ということは、これからきちんと整えていくというふうに受け取ってよろしいですか。いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） その認識は十分ありますけれども、現実を見ながら対応してまいらなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） その現実とは、どういうことでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 議員さん、言わずと知れた財政的な運営であります。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ただいま私の質問しているのは、まち・ひと・しごとづくり、地方創生のことで質問しております。こういったところをまちづくりの一環としてきちんとした計画策定をしてという考えはないか、あるかということでございます。いかがでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君）きのう、8番門田議員の一般質問に答えましたとおり、今年度いっぱいをもちましておおむね災害復旧等々の事業が完了する、いい時期だなというふうに認識いたしました。即、年明けからその姿に向かって計画づくりを煮詰めていく、計画をつくるということじゃなくて計画を策定するための姿づくりを早速取りかからなければならぬということで、早目にそういう話をさせていただきました。ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） そういうような町長の答弁でございます。必ずやこのことはまちづくりのためになると、そういうことに理解をいたさせていただきます。

次に、農業対策にどのように生かすのかということでございます。このこともきのう、きょう、さまざまに言い尽くされるくらいたくさん出ております。私からは、条件不利地の遊休未利用農地、これが減反の拡大、そして経営の拡大、大規模化によってなかなか狭かったり、条件の悪いところは管理だけで手が入らずに荒廃してしまっております。現在は、昨日来の話ですと、盛り土も復旧事業でままならない、所有者等の理解も必要だが、なかなか得られないと。本当に邪魔者扱いにされている、まます扱いにされている、何だべと悪口語られていても涌谷町の農地、大事な農地、減反政策が始まるまでは食料基地の本当の担い手の農地でございます。その農地の、これも今回の事業できちんとした農地にはならないまでも、ある程度きちんと直しながら、有機や無農薬野菜の生産地などでお年寄りの、そして町から来る方の生きがいの場にする。さらには、今、涌谷町でも取り組まれている方たちがいらっしゃいますけれども、障害のある方の本当の支援の場として活用する、そういったことに町が率先して、やりましょうよというような政策も今回のこの政策には私は合わせられるのではないかなというふうに思っておりますけれども、生薬6次産業化、先ほどは涌谷初で、涌谷町一番最初の6次産業化をお披露目していただきましたけれども、そういうような華々しいところばかりではなくて、この大事な大事な農地を大事にする、そういった政策もあってしかるべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 現実、私も大平議員申されますように憂慮をしている1人でございます。農地に関しては、所有権がそれぞれの農業経営者あるいは地権者の姿にあります。これを行政が勝手にというと語弊がございますけれども、どうのこうのという姿というものはなかなかとれる姿はないだろうと、そういう難しさがあるんだなというふうに思っております。それが今、現実に耕作不耕地あるいは原野同然になってしまった農地というような姿になっているものなのかなというふうに思います。

農業委員会等々の話を伺っても、いかんせんそれを農地に転用を新たにさせるということについては、相当多額な経費、労力等々がかかるのでということで憂慮をしている状況が、現実に現段階にしている姿があるのかなというような思いであります。

私は、きのうもまたこれも同じですでお話ししましたけれども、いわゆる涌谷町町土82平方キロメートル、山林もあるし畑もあるし、あるいは水田等々もある。これをどうフルに活用しながら、この創生会議等々で話させる、活性をするための手法として生かしていくのかということが大きな姿になるのかなというふうに考えておりますので、議員さん、いい姿がありましたならばご指導をしながら、そういう計画の中にアドバイス、参画をしていただいて、いろいろと専門的な知識をもってこの計画の中身を濃くするため、あるいは涌谷町独自の政策をそういう面で立ち上げられるような姿でご指導をいただければというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 町長も私と同じような考えで憂慮をしているということでございますので、涌谷町はJAの営農センターに担当課と一緒に机を並べて事務をとっているところでございます。JAは、この農地の事情について十分に熟知をしているものと思いつながら今、質問をしておりますけれども、そういった組合員のことを一生懸命心配はしていると思うんですけども、何しろ個人の団体ではないということでございます。そういえば、行政も百姓のための団体でないよ、農家のための団体でないよ、自治体じゃないよということになるかと思っておりますけれども、しかしながら涌谷町の基幹産業として町長、いまだに頑張っている農業だと言っている町でございます。これは、権利問題等については、このごろ本当に荒らしているところの権利はまだしも、相続農地等についての権利についてはなかなか一時に解決できないような状況ということは理解をいたしておりますけれども、ただ手が入らずに荒らしている、条件が悪くて荒らしているというところはきちんとわかるはずでございますので、私ごときの能力ではなかなかできませんけれども、町と農協の2つの組織がきちんと対応すればさまざまな形で農地も改善しながら、全て改善しなくとも、雑木を持っていてもその下で生薬もつくれるかもしれないといったような形で、6次産業化だけを一生懸命やられるのではなくて、やっぱり田舎の商の方も工の方も一緒にやっていくような農商工連携も考えながら田舎を盛り上げて、都会の方たちに来てもらって、食べてもらってというような政策が欲しいところでございますので、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それにつきましては、前の議員さんの一般質問にお答えしたとおりでございます。やはり私は、いろんな活用策あるいは活用するための組織団体があるということは間違いのない事実でございます。その団体、機関、それぞれの立場でそれぞれの技術をもっていかに率先して行動するか、行動したときにどう渦をつくっていくか、大きな渦に広がる施策をどう生かしていくか、それを支援するというのが行政の仕事ではなかろうかなというふうに考えておりますので、計画段階においてそういう面もあわせて支援体制も含め、当然ですが含め、さらに行動を起こす方々に対する思いを告げるという姿がこれから必要だろうというふうに考えております。

小さいことではございますけれども、ご案内のとおりかがやく協働まちづくり事業ということで今年度進めさせていただいて、やる気のある団体等々についていろんな手法をお伺いしまして、これは将来にしっかりと根づく姿であるなというものに対して側面から支援をして育てて育成していただけるような姿づくりをして、これは小さいことでありますけれども、やはりそういう姿こそが大きな大きな事業に結びつくものだというふうに考えております。貸し農園等々も一例でございますが、やはり荒らしておくよりも欲しいあるいは活用したいという人たちに農地を貸していただいて、やる気を持っていただくと。これは大きな意義のある姿だろうなど

いうことでございます。何でもかんでも大きければいい結果が生まれるということじゃなくて、将来大きな姿に育つ、あるいは育ってほしいと願うのが行政あるいは地域の方々の姿だというふうに私自身は思っておりますので、そういう面で今起こしておりますので、どうかその辺もあわせていろいろと渦をつくっていただける2人、3人の姿が生まれてくるような活動を見つけ出していきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ただいまの答弁の最後のほうでございますけれども、やる気のある団体、将来根づく、そういうことに支援をします。今、国がこの地方創生、まち・ひと・しごとと言いながら、地方自治体にそれを言っているんです。私は、そう理解をしております。そういった理解のもとに、地方自治体みずから「私たちはこのような事業をしますから予算をつけてください」と、そういった意気込みでまず取り組まないことには、その町に来てからどうこうの問題じゃなくて、町そのものが「この事業は絶対必要なんです」「必ずやり遂げます」、そういった意気込みで各省庁にいかないとだめだと私はそのように理解をしておりますけれども、町長のお話をお聞きしていますとその下のことと言えば失礼ですけれども、主権者側にそれを求めながら行政、全く小さい行政はその努力をするにはするんだけど、その後は「あんたたちの努力だよ」と言えるか言えないかはちょっとわかりませんが、町長の考えとして町としてこの事業、この創生に係る事業は必ずやるんだという意気込みを私はこの場で見せていただいたほうがいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） そのことについては、言わずと知れたことでございます。後に続くそういう姿がなければ、意味をなさないということでお話ししていることでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

当然、行政は先頭に立って計画はつくらなくちゃならないだろうし、ただそれをつくっても行動するその姿の人たちが現実にはいないことには実行が上らないというふうなことを私は今、話したことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 私の経験を申し述べさせていただいて大変失礼でございますけれども、今の「後に続く方たち」、町民の方たちです。都会から来る、町民になる方もいるかも知れませんが、今のところは涌谷町民の方たち。さまざまな事業を町が、集落のこと等ありますけれども、後に続こうと思って一生懸命やっていると担当者がころころ変わってしまうということが往々にして、お役所でございますから、ございますけれども、そういったときに乗りかかった船で町の政策、国からもらった補助金に県も町も足して「じゃあ、やるかな」というところで手を上げて、さあ始まった途端に担当者が変わられたということをきちっとなくするというようなことで対応していただかないとなかなか、町長の考えでは後ろに続いてくるそういう町民なり組織なりがないとできないんだと言うけれども、町民なり組織のほうにもそういったきちんと町が引っ張っていくぞという気持ち、あるかないかというところを見ながら行動しているところもあると思います。これは私だけの感じだと思いますけれども、そういったところを必ず町のこの施策に後ろからついていって頑張れば、涌谷町がよくなるんだといった意気込み、それを私はお聞きしているんですけれども、それはありますよね。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それについては、何回も言わせていただきますけれども、きのう8番門田議員にしっかりと答弁した姿がございます。ご理解をいただけませんか、まだ。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） なかなか、私が引っ張っていくよと町長みずから述べて、それならば皆さんも頑張りますよねとそういった優しい気持ちで思い切って引っ張っていただきたいと。

時間もございません。最後の3番目、人口減少と少子高齢化対策にどのように対応するかということでございます。

少子高齢化、学校統合により地域住民の児童との交流の機会がどんどんと減る、そういったことを地域の方たちは非常に心配しております。そして、残される校舎、運動場の敷地等をどのようにしていくか、それも心配しております。私は、ここでこのようなことを述べるのも僭越でございますけれども、旧校舎の活用は高齢者、子供たちの地域の交流の場として必ず残していただきたい。そして、30キロ圏内の地域を含むところでございますので避難場所として、そして介護施設として、そういったことへこの学校の校舎、敷地を残す、そういったこともこの政策では子育て支援等も含めて活用できるのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） この人口減少、少子高齢化にどう対応するかということについて、単独の考え方という姿じゃなくて、いろんな事業を進める姿の中において、必ず主眼がここにあるんだということの地方創生法であるというふうに私自身、認識しております。でありますので、単発的な対策というよりも総合的な姿づくりという考えをご理解いただきたいというふうに思います。

そしてまた、今、例示されました統合後の校舎あるいは敷地等々の活用等々については、我々もいろんな姿で今模索しております。それについては、まだ実現ができていない状況でございますので、それについてはその後いろんな意見等々を聞く機会もあろうかというふうに思っておりますし、我々といたしましても今おっしゃいました以外の姿づくり等々についても模索しておりますので、参考とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） とにかく町の行政全般にわたってさまざまな形でこの創生できるということでございますので、単発的な考え方でなくて、そういったところを全部網羅した形で国の支援を受けられるというような、そういった考え方があるということでございましょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 新たな課題等々もあろうかというふうに思いますけれども、私はこの先人、先輩が築き上げてこられたこの歴史の流れの中において、やはりもっともっと表現すべきもの、あるいは消えかかった姿の例えばお祭りとか歴史の祭礼だとかそういうものについて、もう一度見直しながら創生させていくということ等々もあわせながら、これは町民の方々の参加、参画、特に参画ですね。そして、行動を起こしてもらえるような仕組みづくりというものがこの計画に盛り込まれなければ意味がないのかなというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきながら行動、議員としての行動だけではなくて、町民の代表する人間だという

この意識を持ってよろしくご協力をお願い申し上げたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） そういうことで、さまざまな対応ができるということでございます。特には、学校、本当に学校ですけれども、地域にとっては「楽」と書いて「楽校」、そういうようなところにしていただきたいと思います。そのことについて、間違いなく「やりますよ」と言うことはできないにしても、そういった方向での考えを一言述べていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） もちろん、そのとおりです。（「終わります」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 以上で一般質問を終わります。

休憩します。再開は2時25分とします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎議発第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議発第11号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示を議題といたします。

事務局総務班長に朗読いたさせます。班長。

○議会事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第11号

平成26年12月18日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	加藤 紀
賛成者	同	鈴木 英雅
賛成者	同	門田 善則
賛成者	同	大平 義孝
賛成者	同	久 勉
賛成者	同	大泉 治

町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会議規則第13条第2項の規定により提出

します。

提出の理由。

国県支出金等の特定財源については、当該年度の出納閉鎖期間中に金額が確定するものが多く、専決処分ができないと事務に支障をきたすため改正するもの。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。12番。

○12番（加藤 紀君） ただいま上程されました議発第11号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示案について提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、国県支出金等の特定財源は当年度の出納閉鎖期間中に金額が確定するものが多く、当該年度内での補正予算計上が困難であり、完了報告等に議決謄本、抄本の添付ができないと事務に支障を来すため改正いたそうとするものであります。

次のページの別紙をお開き願います。議案提案書の2ページ目でございます。

改正の内容は、（５）においては「国県支出金等の特定財源」を加え、さらに（８）においては法令番号の記載がなかったため法令番号を加える改正内容となっております。

なお、新旧対照表のアンダーラインの部分がこれにより改正いたそうとするものでございます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第11号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第11号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第94号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第94号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等が市町村の認可事業として位置づけられたことに伴いまして当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 議案第94号についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

本案は、子ども・子育て支援新制度で新たに創設された主に3歳未満児を対象とした少人数保育事業の地域型保育について、市町村の認可事業として位置づけられたことにより条例を制定いたすものでございます。

内容といたしましては、地域型保育と言われる4事業の家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について施設の面積や構造等の基準、保育士等の職員配置基準、施設運営に関する基準を定めた第1条から48条までとなるものでございます。

第1章総則につきましては、第1条の趣旨から7ページの21条（苦情への対応）までにつきまして4事業全てに共通する運営管理、倫理、衛生管理、食事等に関する事項についての基準を規定しております。

2章の家庭的保育事業、7ページの真ん中ごろになります。つきましては、居宅等の保育場所で少人数を家庭的な雰囲気の中で行う保育施設で、第22条（施設の基準）から次のページの第26条（保護者との連絡）までについて、家庭的保育事業における施設設備、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡に関する事項についての基準を規定いたすものです。利用定員は、第23条、7ページになりますが、そこに職員の規定でございますが、2項で家庭的保育者及び3項で規定する家庭的保育補助者が保育する場合、5人以下の保育事業所となるものでございます。保育補助者がいない場合は、3人となるものでございます。

第3章小規模保育事業についてでございます。第27条の小規模保育事業所の種類から13ページ、第36条の準用規定までとなるもので、小規模保育事業A型、B型及びC型保育事業所の施設設備、職員等の事項に関する基準を規定いたすものです。第1節のA型、8ページから11ページにわたりますが、保育士が保育する場合、利用定員6名以上で19人以下の保育所分園型施設となるものです。第2節B型、11ページから12ページですが、保育士と条例、先ほど申し上げましたが、23条第1項で規定する家庭的保育士が保育する場合、また保育に従事する半数は保育士を配置するという規定でございます。定員は6人以上19人以下のA型と、この後お話ししますC型の中間施設となるものでございます。第3節C型、12ページから13ページになります。こちらは、家庭的保育者が保育する託児所的に近い施設で、利用定員6人以上10人以下となるもので、それにつきましての施設設備に耐火基準が建設基準法上の上乘せ規定が該当されるものでございます。

第4章、13ページ上のほうでございますが、居宅訪問型保育事業でございます。これにつきましては、ベビーシッター的なもので、保育する子供の自宅等において1対1の保育を行う居宅訪問型保育について、第37条の提供する保育基準から、次のページの第41条の準用規定までの事項に関する基準を規定いたすものでございます。

14ページの第5章です。事業所内保育事業でございます。これにつきましては、企業が主に従業員向けに行う事業所内保育に関して第42条の利用定員から、18ページ、第48条までの準用規定において利用定員20人以上の保育所型と、利用定員19人以下の小規模型に係る利用定員、施設設備、職員、保育時間、保育内容、保護者の連携等の事項に関する基準を規定いたすものでございます。なお、第42条の利用定員の設定規定により従業員以外の施設の子供の保育も行えるものとなっております。

18ページ、附則第1条で施行期日を、第2条から第5条につきましてはそれぞれ経過措置について規定いたすものです。本条例の制定内容につきましては、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、厚生労働省令で定めた国の基準をもって制定いたそうとするものでございます。説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） ちょっと難しくてわからないんですけども、きのうは爆弾低気圧で大荒れの日でありました。ところが、この議会は大変穏やかな議会だったと思います。

8条ですけれども、「家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない」とこうなっているんですが、こうした要件を職員が備えることができているかどうか、どこで判断するんですかね。そして、保育の質をどう維持していくのか、まずその点からお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） まず、この規定でございますが、今現在行われています保育等につきましては、保育士の有資格者という分が保育に当たってございます。それから、ここに規定してございますけれども、あくまでも乳幼児等を預かるということで低年齢児、3歳未満児が主になる事業ですので、その子供を安全に保育するというふうな部分でここにこのような行動的な部分を掲げてございますが、それに理解を示すような人をもって基準にしてございます。ただ、従事する場合につきましては、23条でうたっておりますように、家庭保育者というような部分で町長が行う研修、これは都道府県知事その他の機関が行う研修もございますが、そういうものの研修を行った者ができるということですので、そういうことを踏まえて職員という通常の一般的な職員というようにこちらのほうでは考えてございます。答弁にならないようなことで申しわけございませんが、そう考えてございます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） この家庭的保育というと、小規模保育事業A、B、Cありますし、あと居宅訪問保育事業、あと事業所内とあるんですが、保育事業のAでは必ず保育士、嘱託医、調理員と。Bでは保育士、調理員、あと保育士のほかにその他職員は町長が行う研修終了者。そして、あとCのほうでは家庭的保育者、嘱託医、調理員とこうなっているんです。そして、あと居宅訪問保育事業では家庭的保育者となっていますね。すると、例えば若いお母さん方で二、三人子供さんを預かって託児所みたいにやっていますね。今回の家庭的保育というのは、町の認可事業だとさっきおっしゃいました。すると、こういうお母さん方で二、三人預かって見ているのも町の認可を受けないとだめなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 今回のこの基準の規定を認可した場合、今度の子育て支援制度で始まります、公的な財政支援である地域型保育給付を受ける対象となる施設というふうになるものでございます。これをとらない場合は、従来の個人的な契約に基づいての保育というようになるものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） そうしますと、A、B、C、あと居宅、事業所内、町内に当てはめた場合、どこが該当するんですか。今の段階では。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 今、涌谷町には今回基準を定める施設はございません。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 前者と少し似ているところがあるんですけども、第3条「明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員」というのでありますが、これもなかなかよくわからない職員でございまして、またその2項におきましては「町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」と、また「最低基準」というのは何なんだという話にもなるんですが、いずれにしてもこれは何だかよくわからない不思議なところが出てくるんですが、多分これはどこかのひな形を採用しているんじゃないかなと思っっているんですが、そもそもこの必要性というのは何なのかということをお聞きしたいと思っっているんですが、それをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 先ほど説明いたしましたけれども、今回の子ども・子育て支援の新制度で新たに創設されたものでございまして、都会とかそういう部分では未満児等の待機児童等が多く発生してございます。それらの解消というような部分で、国のほうでは民間の方の活力を活用するというようなことで、ある程度活用するためにその基準を今回制定したものと私のほうでは受け取っております。

それで、今後町で、それは先ほども言いましたが、児童福祉法上で規定しておりまして、町は条例で制定し基準を定めなければならないということで、今回お願いしているわけでございます。今後、施行後にこういう事業をしたいという場合、町として許認可をしなくちゃなりませんので、その際に基準を定めておかないと許認可を出すことができませんので、そのことについての国の基準どおりのものを今回制定し、お願いしているものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 先ほど家庭的保育事業という話、この条例の中、3条からあるんですけども、家庭的保育の関係で先ほど保育士じゃなくても職員として認められるのかと。先ほど、市町村長が行う研修を終了した保育士、その他省令で定めている者ということでありますから、これは必ずしも保育士でなくていいということとなるんですが、それでいいのかと思うんですが、どうなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 7ページの23条で規定している、この場合ですと家

庭的保育事業、現行でいいますと多分保育ママというようなことで通称言われている保育となると、こっちのほうで認識してございます。ただ、これにつきましても研修をした保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認めた者、それともう一つが家庭的補助者ということで、8ページの3項ですが、ここで町長が行う研修、同じになりますを終了した者。ただ、家庭的保育補助者については保育士という資格を持っていなくても研修を受ければですが、ただこの場合ですとあくまでも保育士と一緒に補助をする場合、通常ですと3人ですが、5人以下までの保育ができるということになってございます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 最終的に、このいろんな事業があります。小規模から家庭的から居宅からとあるんですけども、最終的に今の既存の保育所、認定子どもはあれなんですけれども、民間の保育所もあります。最終的には、こちらのほうにシフトするような形になるのでしょうか。

また、保育の後退にはつながらないのか、そこが一番心配なんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 現時点では、今の民間保育所と公立保育所、それで運営をしていきたいとは思ってございます。ただ、未満児につきましては、現在でも希望する部分が多い状況です。ただ、今後5年間の計画等を立てることになってございます。それについては、住民のほうが中心になりますけれども、アンケート等をとって今現在検討しているところですが、それを踏まえて今後その未満児の部分で若干ふえるという部分もありますので、こういうような部分で活用せざるを得ないというような状況については、今回基準をお願いしてございますが、そういうもので民間等で実施するというような部分、あるいは町のほうで例えば施設等を準備し、職員をこういう部分で活用するというようなことも考えには入れております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 課長、これだけの新たに町で制定する条例を今、本会議に突然出して、なぜ全協で前もって説明できなかったのかというのが本当に私は残念でなりません。ここにいる15人の議員さん、みんな頭いいですから、これを見ただけで十分理解できるものと私は思いますけれども、私はもっと説明が欲しくて、やっぱり聞きたいことを聞いてという、そういうふうな全協でのあり方が正解ではないかと思います。今、ここで本当にいろんな方から質疑が出るのは当然であって、全協で前もってやっていたらそんなに聞かれることもない。

恐らく国は、この政策というのはやっぱり待機児童の解消策だろうと、そればメインだろうというふうに思います。ただ、しかし涌谷町においては今、無認可保育所というものが私の知る限りはございません。ということは、新たに保育を始めようとする人たちがこれに該当するんだろうというふうに考えられます。そういった意味ですけれども、一番私が心配なのは、町で認可をした場合に、そこで事故があった場合の処理方法といえますかその辺がすごく心配なんです。だから、その辺はいかが考えているのか。国でもどう考えているのか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 事故等につきましては、今のご質問ですが、それら

の部分を検討した中で今回の国で最低基準というか、これらの家庭的保育事業等についての町が許認可する場合の最低基準を示して認可するというので、今回、市町村では条例を制定しということにさせていただきます。

ただ、事故が起きたというのは、その事業所自体のその場合は当然事業所のほうになると思いますが、認可する際に町として何かの部分で手落ちがあったとかそういう部分があれば町のほうにも責任等が出てくると思いますが、認可する上ではこの規定をもって十分に精査し、認可するということが一番というふうに考えてございます。

それから、全協のほうで説明しないで、今回本会議のほうに直接ということにつきましては、反省してございます。大変申しわけありません。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 課長に謝ってもらおうと思って言ったわけではないんですけども、今後についても町で制定する条例等については、やっぱり前もっての説明というのがあってしかるべきだと思いますので、総務課長と相談していただければ恐らくそういう話もあつたんでないかなというふうに思います。

それで、心配なのはその事故と。要は、認可ということ。これ、恐ろしいことなんですね。今まで国とか県とかで認可されて、保育所には無認可保育所と認可保育所とかという、保育所の部分だけで考えるとそういうふうにあつたわけでございます。これを町に今度移行するということは、責任を町に押しつけて、それで待機児童を解消しなさいよという、町に責任は転嫁して国は楽になるというかというふうに感じられるんですけども、実質、今後恐らくそういう方も町民の中には、もしくは外部から来てやりたいという方が出るかもしれません。した場合に、やっぱり今、課長が言うように、認可が問題だと思うんですね。この条例の中には、スプリングラダーとか煙の排気だとかいろんなことを書いているようですね、見ると。これをクリアするというのは大変だと思います。でも、待機児童を優先させた場合には、認可したいなみたいな、担当レベルでなった場合に、その落ち度といいますか、部分が不安視されます。ですから、私が思うのは、やっぱり国でこういうふうには決めたんだけど、涌谷町でもそれに沿ってやらなきゃないと思うんですけども、認可をするという、認可を町長の名前でよろすんでしょうけれども、それを判定する、その人たちが大事であろうと思うんですよ。その辺をどう考えているのかということをお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 今回、こういうふうな認可というのが町として初めてなことでございますので、十分その辺は留意しながら、また今までは県で認可をしていましたので、その辺、県のほうと連携をとりながら十分指導を受けて、詳細にわたった審査要旨とかそういう部分できちつとしたものをもって認可するというような方法で進めていきたいと思っております。お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） じゃあ、教育長に最後に聞きますけれども、この認可に当たってはそういった認可委員会みたいな、何人かの認可するためのそういう人を募って、募ってというか町で決めて、それで判定して、町長でもいいんですけども、やるのだから、その辺ざっくばらんに考えているのであれば最後に教えてもらいたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 今の件ですけれども、やはり認可については非常に重要です。それで、今のところ今のように認可委員会等々というのは具体的に考えてはおりませんでした。先ほど課長も答弁したように、この辺については県等々の指導を受けながら慎重に対応していきたいと思います。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 18ページの施行日なんですけれども、この条例は云々とあって、「関係法律等の整備等に関する法律の施行の日から施行する」となっていますけれども、これは大体いつごろなのかということと、あともう1点は、今回のその改正で学童保育、児童福祉法34条の8の2「市町村は、放課後児童健全育成事業の」、これは学童保育なんですけれどもね、「の設備及び運営について条例で基準を定めなければならない」となっています。これ、同じ法律の改正で出てきたやつですから、これが出てくるんだったら当然学童保育の基準についても条例と一緒に上程されなければならなかったんでないかと。そっちのほうはどうなっているのかという、2点ほど。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 施行日につきましては厳密してございませんが、前々から言われております子ども・子育て支援法の施行予定日が来年の4月1日というふうなことでなっておりますので、それが施行日になるのかなというふうに現在は見てございます。

それから、学童につきましては、今議員さんからお話あったように本来であれば一緒のものでありますのでそれらも含めて今議会に提案できればよかったんですが、ちょっとその辺をいろいろ検討、整備中でございますので、3月にはお諮りしたいというふうに今現在考えてございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） お聞きします。この事業の需要見通し、事業希望、どれぐらいに見込んでおられるのか。それから、建物は一般の家庭でもすぐやれるものか、それともいろいろと改築をしていかななくてはならないものなのか。それから、既存の今もう活動している保育所もあるわけですが、この既存の事業所との関係はどんなふうを考えておられるのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 需要につきましては、ちょっと今現在したいというような民間からの相談等はございませんので、今のところすぐ手を上げてくる民間等についてははないと思っております。

それから、今の保育所、既存のというか許可されている保育所につきましては、今回の条例には関係ございません。この場合、新たに、先ほど言った4事業を行うとする場合について今回定めようとしている規定にした場合、町が認可するというようなものですので、現在の保育所等については、認可されている保育所についてはこの基準は該当しません。ただ、先ほど申しあげました保育ママ的な部分、これは家庭的保育と似ておりますので、それらの方が今回これの公的な財政支援であります地域型保育給付を受けるような部分で行おうとした場合、この基準が適用になるというものでございます。あと……。 （「一般の家庭でもの答弁」の声あり）

建物の制限ですが、これに定めております未満児1人について3.3平方メートル以上の面積とかそういう部分の確保をできる自宅等であって、ここに定めておりますのが完備されていれば、基準に満たしていれば行える

というふうに解釈してございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） もう少し詳しくお聞きします。改築を全くしなくてもできるというふうに見ておられるか、それともそれ相当のやはり資金を投下しないとやれないよということなのか。そのところをちょっと聞かせてください。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 7ページをお願いいたします。

第2章の家庭的保育事業でお話しさせていただきます。1号で「乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること」、「前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること」、3号で「乳幼児の衛生上必要な採光、照明及び換気の設定を有すること」、「衛生的な調理設備及び便所を設けること」、「同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭」、6号で「前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児一人につき、3.3平方メートル以上であること」、7号として「火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること」が家庭的保育事業所の場合の施設的な部分でございます。それが、今議員さんおっしゃったように、家庭的にそれを完備していればそれは満たされているものというふうになるものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。ほかに。2番。

○2番（只野 順君） お尋ねしますけれども、居宅訪問型保育事業というのはベビーシッター型なので、こういった事業所がなくても、ベビーシッターですから、私がやりたいということでそのお宅に行って、子育てというか幼児を預かると思うんですね。このときに、無認可で、都内で前ありましたけれども、子供の虐待というか死亡事故を起こしていますね。これに対しての法律も含まれているのかなと思いますが、この辺の認可をちょっと誤ると、やはり町で責任をとらなきゃいかぬかそういったものの心配が私は出てくるのかなと思っております。

このベビーシッター型というか、これのことに対するお話は県と相談しながら行うということにもしていますので、ただそのところはしっかりとやっていただきたいなど。全然ゼロではないので、保育にかかわる方たちというか、待機児童はないという、まず今のところはさくらんぼこども園で対応はしていますけれども、これは出てくる可能性がありますので、そういったところをよく判断されて対応していただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 今、議員さんからご教示いただきました点を十分留意しながら対応をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第94号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 起立全員であります。よって、議案第94号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第4、議案第95号 涌谷町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第95号の提案の理由を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等の発生に際し感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策本部の体制を整備するため、条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） それでは、涌谷町新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開き願います。

これは、町長が行政報告できのうお示ししました涌谷町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき設置する新型インフルエンザ等対策本部に関する条例となります。

まず、第1条、これはこの条例の趣旨でございます。平成25年4月から施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対策本部に関する必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条は（組織）でございます。対策本部に本部長、副本部長、本部員を置き、その他必要な職員を置くことができるものとしています。

次に、第3条、（会議）でございます。対策本部の会議は、本部長が招集し、情報交換及び連絡調整をするものです。第2項では、町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に意見を求めることができるものとしています。

次に、第4条、（部）でございます。必要な場合は、対策本部に部を置き、部に属すべき本部員と各部の部長は本部長が指名するものとしています。

次に、第5条、（委任）でございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定め、ただし対策本部が設置されていない場合は町長が定めるものと規定しています。

最後に、附則としまして、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号 涌谷町新型インフルエンザ等対策本部条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 涌谷町新型インフルエンザ等対策本部条例については原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第96号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第96号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども医療費に関する所得額の確認条文に欠落がございましたので、関連条文を追加するなどの改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） それでは、議案書21ページ、それから新旧対照表1ページをお開きいただきたいと思います。

涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、第6条を加える条文につきましては、議案第97号及び議案第98号と同様でございますが、所得の額を課税台帳及びその他公簿等により確認することができるものとするという規定につきましては、条例制定当時に準則として流れてきた条文には規定されておりましたが、条例施行時に欠落したもので、他町の条例に規定されている条文でもあり、地方税法の守秘義務上からも規定すべき条文でありますので、今回改正をお願いするものでございます。

なお、旧第6条以降繰り下げる規定と第4条につきましては、引用する条文の条ずれによるものでございます。附則になりますが、この条文は公布の日から施行するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第97号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第97号の提案の理由を申し上げます。

本案は、引用している法律名の変更及び先ほど提案いたしました子ども医療費と同様に所得額の確認条文の欠落がございましたので、関連条文を追加するなどの改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） それでは、議案書22ページ、新旧対照表2ページをお開きいただきます。

涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

第3条の改正につきましては、引用している法律の名称が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正になったものでございます。

第6条を加える条文につきましては、先ほど子ども医療費の改正で申し上げました欠落によるものでございます。

旧第6条以降繰り下げる規定につきましては、条ずれによるものでございます。

附則になりますが、この条文は公布の日から施行し、法律の名称変更につきましては、改正のあった10月1日から適用するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第98号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第98号の提案の理由を申し上げます。

本案は、引用している法律名の変更及び先ほど提案いたしました子ども医療費、心身障害者医療費の条例と同様に所得額の確認条文の欠落がございましたので、関連条文を追加するなどの改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。（「省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。

説明を省略し、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第98号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第8、議案第99号 涌谷町障害判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第99号の提案の理由を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法が平成25年4月を施行日として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴い、審査会の名称の変更を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） それでは、議案書は24ページ、新旧対照表5ページをお開きいただきます。

涌谷町障害判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本改正につきましては、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、略称といたしまして障害者総合支援法に改正になりましたことから障害判定審査が障害支援区分審査に名称変更になったことによりまして、題名及び文言を改正するものでございます。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号 涌谷町障害判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 涌谷町障害判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで、時間を1時間延長しておきます。

休憩します。再開は35分とします。

休憩 午後3時21分

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第100号 涌谷町看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 一言お詫びを申し上げます。

さきに配付してあります議案書、議案第100号の内容に不足の部分、数字の2が抜けておりましたので、追加させていただいて訂正させていただきますこととお許し願いたいというふうに思います。大変失礼いたしました。

それでは、議案第100号の提案の理由を申し上げます。

本案は、医療技術者の人材確保と定着を図るため、看護師等奨学資金の額を引き上げるとともに、償還の免除となる期間について貸与を受けた期間に相当する月数以上勤務としていたものを、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する月数以上勤務に改めるものでございます。

詳細については担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 審議当日に議案差しかえになりましたこと、大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第100号 涌谷町看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

ただいま町長の提案理由にございましたとおりでございます。新旧対照表の6ページをお開き願います。

今回の改正は、（償還の免除）、第9条第1項第1号と第2号をそれぞれ改正をお願いいたします。奨学金の償還免除につきましては、第1号及び第2号でも改正前につきましては、町の医療福祉施設等に「貸与を受けた期間に相当する月数以上勤務した場合」に免除するとしているところを、改正後につきましては「貸与を受けた期間の1.5倍に相当する月数以上勤務した場合」に改正をお願いするものでございます。

本条例につきましては、町民医療福祉センターが運用を開始する前の昭和62年4月1日から施行している条例であり、貸与の額につきましては規則で定めているところでございます。奨学金の貸与額につきましては、昭和62年4月から看護師3万1,000円、准看護師2万2,000円と27年間同じ金額での貸与でございました。今回、貸与の額につきましても政策的な判断から規則改正を予定しており、月額につきましては近隣の市町村並びに医療機関等の状況と照らし合わせ、看護師につきましては3万1,000円から6万円、准看護師につきましては2万2,000円から4万2,000円の額に改正を行おうとするものでございます。

議案書25ページにお戻りしていただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行をお願いするものでございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） この改正なんですけれども、今までは昔でいえばお礼奉公というふうな言葉があったわけなんですけれども、そういった観点なのかなというふうに考えます。それで、この1.5倍というものは何を基準に1.5倍なのかということがよくわかりません。その辺の説明をお願いしたいということと、それとあと金額を上げたということ。その金額を上げる理由、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、初めに金額からちょっとご説明をさせていただきます。

近隣の市町村並びに医療機関の状況について、情報としてご説明をさせていただきたいと思います。初めに、隣の大崎市でございます。大崎市につきましては、看護師5万円にしております。登米市でございます。登米市については、看護師5万円から10万円以内といたしているところでございます。大崎市につきましては、今回提案した期間と同様、貸付期間の1.5倍の勤務以上の場合についてはやっぱり免除をしているというふうなところが大崎市でございます。登米市につきましては、やっぱり5万円から10万円以内というふうなところございまして、ちょっとまた特殊な計算をしているところございまして、おおむね大体貸与月数の1.5倍相当が大体標準的になっているというふうなところでございます。ただ、大きいところが南三陸でございます。南三陸につきましては、7万5,000円というふうなところ。これは、やっぱり震災の関係上、非常に人材が不足しているというふうなところを担当者からお伺いしております。貸与期間につきましても2倍に相当する期間というふうなところを定めているところでございます。

この免除の期間でございますが、いろいろと内部でも検討いたさせていただきました。当然、事業管理者の意向もやっぱり聞きました。その事業管理者の意向の中でやはり2倍という提案もあったんですが、やはり拘束される期間が余り長過ぎると、非常に拘束感があってちょっとやっぱり二の足を踏むのではないかというふうなところの意見が寄せられまして、今回周りの町村を勘案しながら1.5倍並びに看護師についてはその6万円というふうな額の判断をさせていただいたというふうなところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） よくわかりました。

それでお聞きしたいんですが、何らかの事情でそのお礼奉公が1.5倍できないといった場合、どのような措置をとるのかお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 1.5倍の勤務ができなかった方につきましては、これは当然全額償還というふうな形になります。仮に、1.2倍の勤務もしくは1.4倍の勤務を回った状態でも、これは全て全額償還というふうな形で、これは従前の条例並びに規則で定めているところでございます。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号 涌谷町看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第100号 涌谷町看護師等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第101号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第101号の提案の理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令が改正されたことに伴いまして出産一時金の額を改定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） それでは、議案書26ページと新旧対照表7ページをお開き願います。

町長の提案理由の説明のとおり、国保被保険者の出産育児一時金の額の改定に係る条例の一部改正でございます。

現在、国民健康保険における出産の給付としまして出産育児一時金として39万円と、出産事故で子供が重い脳性麻痺になった際に補償金を受け取れる産科医療補償制度を利用する場合において、その保障制度の掛金相当額である3万円を加算した出産1人につき合計42万円を支給しているところでございます。

今回、国においてこの産科医療補償制度における掛金の見直しが行われ、平成27年1月1日から掛金が現在3万円のところを1万4,000円引き下げ、1万6,000円となる予定でございます。国では、平均的な出産費用が増加しているなどの実態を考慮し、健康保険法施行令で定める出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に引き上げ、掛金相当額1万6,000円を加えて総額42万円を維持することになりました。涌谷町におきましても、国と同様、国民健康保険条例第5条第1項に定めます出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に引き上げ、総額42万円を維持するものでございます。

なお、第5条第1項のただし書きに「町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときには、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする」とありますが、この部分が産科補償制度掛金相当額の加算についてでございます。今回は、この3万円という上限額は見直さないこととし、「規則で定めるところ」となっていますので、国民健康保険給付規則第9条第1項を3万円から1万6,000円に改定し対応する予定としております。結果としまして、受け取る側から見れば今回の条例改正により出産育児一時金として受け取れる総額は42万円のままで変わりませんが、実質的には1万4,000円の引き上げとなるものでございます。

なお、最後に附則としまして、施行期日は平成27年1月1日からとなるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 今回の国の改正もわかるんですけども、まず町としてこの少子化対策の中で、前にも私、質疑したことあるんですけども、この国の定めている金額に町の補助として上乗せを考えてはいかがかというふうなお話をしたことがございます。今、ちなみに聞いてみますと、大体50万円ぐらいかかると、産婦人科で、というふうなことを聞いております。これは政策的なことになりますけれども、少子化問題の観点から町として国の支給分に上乗せして支給する気持ちがないのかあるのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） これについては、いろいろとこれまでに議論を、議論というかお話が出た内容でございます。現実に対応したいという考えもありますけれども、国民健康保険の中で規定されているこの金額、それに町としてどれだけ対応することができるのか、今後いろいろと具体的に煮詰めていかなければならない課題だなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） ぜひとも、今、就職難だとか結婚しても仕事につけない、またパートに行っても保育料のほうが高くつくとかそういうお話も聞きます。そういう観点からすると、出産の部分に関しては丸きり負担がかからないような形の政策もいいのではないかと考えますので、ぜひとも前向きに検討させていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 検討させていただきます。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第101号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第102号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第102号の提案の理由を申し上げます。

本案は、引用している法律名の変更及び入居要件をより明確にするため改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書27ページと新旧対照表の8ページをお開き願いたいと思います。

議案第102号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ただいま町長より提案理由をご説明申し上げましたとおり、入居者の資格をより明確にするために条文に2項目の追加と引用しております法律の名称に変更があり、一部を改正するものでございます。

改正内容については、新旧対照表8ページの（入居者の資格）、第6条第1項第4号中にごございます削除を、「過去に町営住宅に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該町営住宅使用に係る債務がないこと」に改め、同項の次に第5号「過去5年以内に迷惑行為等により町営住宅を退居させられたことがないこと」の1号を加え、第6条に第1項第4号中、引用条文「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の名称が変更されたことに伴い、議案書案のとおり改正するものでございます。

施行日は、26年10月1日から適用するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。建設課長、もう1回。

○建設課長（佐々木竹彦君） 遡及しまして、26年10月1日から適用するものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第102号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例

については原案のとおり可決されました。



◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第103号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第103号の提案の理由を申し上げます。

本案は、財団法人宮城県市町村振興協会が公益財団法人宮城県市町村振興協会に名称が変更されたことに伴い、宮城県市町村自治振興センターの規約変更が必要となることから、構成自治体として地方自治法第290条の規定に基づき議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の28ページをお開きください。

議案第103号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第2項の規定により、宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

29ページにまいりまして、その一部を変更する規約でございます。内容につきましては、提案理由にありましてとおり「財団法人宮城県市町村振興協会」の名称が「公益財団法人宮城県市町村振興協会」に変わるというものでございます。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第2項に規定する構成市町村の協議の成立した日から施行するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第104号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第104号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在指定管理を行っている公の施設わくや万葉の里につきまして、管理期間が満了となりますことから、平成27年4月からの指定について議会の議決を求めるものでございます。現在、指定管理者としております涌谷町地域振興公社につきましては、公の施設の管理運営を行うため組織した公共的団体であり、引き続き管理を行うことが安定したサービス提供につながるものと考え、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、指定を引き続き更新することと判断したものでございます。

指定期間につきましては3カ年度とし、平成27年4月の1日から平成30年3月31日までの指定とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の30ページをお開きください。

議案第104号 指定管理者の指定について、わくや万葉の里の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、定例会資料の10ページをお開きください。

10ページと11ページにわたって、今回指定管理を予定している施設の一覧を載せてございます。現在、指定管理している6つの施設が平成27年3月いっぱい満了になることから、平成27年4月1日から新たに3つの施設を加えて9施設の指定管理を3年間行うための条例のそれぞれの提案となります。

まず、一番左側ですね。1、施設の名称、わくや万葉の里でございます。これにつきましては、指定期間が27年4月1日から30年3月31日まで。指定候補団体、名称、涌谷町地域振興公社。それから、選定理由でございます。公の施設の管理運営を行うために組織した公共的団体であり、町の文化と地域産業の振興施策と連携が図られることが期待できること。提案理由にもありましたように、2つ目、現に当該施設の管理業務を行い、引き続き管理を行うことにより安定した行政サービスを提供できることという理由でございます。

万葉の里につきましては、2番目に書いてあります健康文化複合温泉施設と分離して運営することについても検討いたしました。施設の維持管理費が大きくなる可能性があるということとか、それから文化観光施設としての運営等にこれまでの公社の一体的なノウハウが期待できることから、今回も公社に委託したほうがいいという判断になったものでございます。説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。14番。

○14番（大泉 治君） 選定理由の前に、このわくや万葉の里、健康文化複合温泉施設を管理するためにつくった振興公社だということで、その理由からすれば妥当だというふうに思います。しかしながら、それを設立した当時は、要するに助役さんだったり町の幹部がその理事長だったりして、綿密な連携をとりながら、100%の

出資の公社でございますので、町としての責任もそこに大きくかかわってきたわけでございます。今回の提案の前に、そういった意味で公社そのものがどういう、会計も含めて、実態等々について、あと組織ですか、そういったものもきちんと説明してくださいというふうに申し上げました。今、私どもも資料として持っておらないんですが、要するにどなた方が理事さんになっていて、どなたが理事長さんで、何人の従業員を抱えておるのかということがこの中にきちっと入っておらなければ、なかなか私どもも単純に振興公社、振興公社といっても、以前の振興公社とはまた現在ちょっと違うような感じがしておりますので、その辺の公社の内容についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、公社の内容について担当課である企画財政課のほうからご説明申し上げます。

会議資料にありますように、理事長については9の3区に在住の岩田明雄氏です。それから、副理事長が観光物産協会の副会長である砂金さん、それから理事には観光物産協会の会長の岩淵さんであるとか、芸術文化協会の会長の渡辺さんであるとか、アルプス電気の総務課長さん等々が入っております。あと、行政からは副町長が理事として参画いたしております。

それで、組織の持ち方については、これは設立以来から法人格を有しない公共的団体ということで行っておりますが、以前については所得税も払いたくないということで、年度末に利益を一般会計に入れて法人税も何も払わないみたいな団体だったんですけれども、現在法人税、均等割だけですが、それも納付をしております。このことは、決算のほうを見ていただければご理解いただけるかと思っております。そういった運営の方法で行われております。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 理事さんはそれだけなんですか。理事の定数とかどういった分野からという……。これだと何か物すごい偏った部分だけなんじゃないのかなという印象がしてまいりますし、要するに公社としての規則とかそういったものも本来示していただければよかったのかなという思いがしております。その辺いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 決して、それは秘密にしようともくろんでいるわけではございませんし、そのことについてお示するのはやぶさかではないと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） やぶさかではないんじゃないかと、これは要するにどういう組織なのかということとをきちっと指し示した上で、やっぱり提案なさるべきだというふうに思います。我々が直接行って聞けばいいんでしょうけれども、それ以前にひとつお伺いしたいのは、理事さんとして副町長が行政の代表として入っているということではございますけれども、これはその理事会にかかったことは、例えば理事長さんも含めて町が全部オーケーを出した形で納得されてしまう可能性があるのではないかと。これは、いわゆる単純に言えば、我々が各種審議会に審議するほうの議員が入らないということと同じようなことだと、ちょっと意味合いは違うと思うんですが、そういう観点からも捉えられてしまう部分もある。むしろ、逆に主導権というかそういったもの、

そしてあと運営そのものについては、例えば専門の方を選定してお任せするというのもこれは大変いいことだと思いますし、そういう観点からするとホームページ等々に……。ああ、済みません。これは別な件でございました。公社そのものがきちっとこういうものだよということで明らかにされた上での提案であるべきだろうというふうに思います。

資料は、今は持ち合わせていないんですか。わかりました。

○議長（遠藤稔雄君） 資料は後から出すんですか。（「はい」の声あり）じゃあ、14番、それは留保してよろしいですか。（「別な議案にもいっばい同じような…」の声あり）ああ、そうですか。それでは、その件については次の提案のときにお示しいただきたいと思います。

次に、4番。

○4番（久 勉君） 内部で話し合っ、従来どおり公社に指定管理をしたほうが運営がしやすいというような説明なんですけれども、ただ以前から言っていますとおり、やはりあそこの建物は私は資料館とか文化施設として見たほうが、観光の面もありますけれども、そういうものの見方をしていきたいと。25年度のこの決算を見ますと、事業の収益が2,564万円で費用が3,540万4,000円、976万4,000円の赤なんですけど、これをもし行政でやるとした場合、例えば給料、手当となっていますけれども、給料、手当は職員の、例えばどこが適当かといえややはり私は教育委員会が適当だと思いますし、といいますのは学芸員2人も抱えている町というのではないわけですからね。そういったせつかく資本、学芸員という人たちが十分に働いてもらう場所としては、やはりろまん館が、といいますのは、ちょっと公民館の事業の中で学芸員がやらなくたっていいようなことまで学芸員の手を借りているということがありますので、やはりそれはきちんと学芸員としての仕事をしてもらうために、ここに学芸員を配置すれば、この1,075万2,000円というのは教育委員会の給料から出るということになって、これがなくなれば976万4,000円の赤はなくなると。ただ、学芸員2人だけで足りるか、補助員を何人か使わなきゃいけないかということとはまた別問題として、そういうことからすればやはり。

といいますのは、もう一つは、昨年たまたま公社の総会に出席して、あり方が非常にいけないというか、総会の前、2時間ぐらいで理事会をやっているんですね。そのまま総会だからシャンシャン総会なんですよ。こういう赤字を出している会社が何で総会でかんかんがくがくにならないかということなんですよ。それも経営分析とか、この前、大石田に行ったとき大石田の公社を見たら、大石田は株式会社になっていまして、行政とそれから農協と商工会ですかね。それぞれ株を出して運営されている。そういう運営形態じゃないとやっぱり緊張感のない、赤字になれば行政からもらえばいいと考えられてはちょっと困る。

公社のこと、ちょっと議題外にはならないと思いますけれども、雇用創出事業、これも公社に、これは指定管理でなくてただ委託みたいな格好なんですかね。あそこは結局、夢ショップというのは何で建てたかというのもよくわからないし、雇用創出ですから当時商工会で最初は運営していたんですけども、その後、補助金が終わって今度は行政に補助金が来るようになってそこに頼んでいるというんですけども、ただあれ、土曜、日曜、休んでいるんですよ。あんな観光案内所で土日休むという、それを運営しているのが公社です。そういうことからすると、やっぱり緊張感とか経営感覚とかというのに非常に乏しいんでないのかなと思います。ろまん館は公社に頼むということなんですけども、私はこれは自前でやるべきでないかなと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） ただいまの件については、私も公社の理事をやっておりますので、総会の席でも久議員と一緒に話をした経緯がございます。いろいろとその提案について執行部のほうでも検討してみまして、非常にあそこの運営につきましては確かに歴史という一つの博物館的な建物という意識が強いかと思いますが、それとプラス、あの建物、右と左で補助事業が違っていたんですね。もともとつくった当時。片方が農林の関係の補助事業でつくったと思うんですよ。農村振興の関係。それで、そういった形で設備配置がされているんですよ。それを一体的に運営しているということです。ですから、単純に今言ったように博物館的なものだけを運営しているというわけではない部分がございます。ですので、売店であったりレストランだったりが入っているわけですね。その運営についてもどうするのか。あと、行政が直接管理するということになれば、そういったものもやっぱり別にまた委託という形にならざるを得ないという話もございます。

それと、もう一つは全体の管理です。これは、非常に単純に考えた場合でも改めて町が直営で管理した場合、どれだけの費用がかかるかということをおおの程度試算してみたわけでございます。現在の状態におきましても、マイナス970万円ほどになっておりますし、それとその他にこの部分につきましては営業外収益に載っておりますように指定管理料という形で金が入っております。これだけではもしかするとおさまらないかもしれません。実際の管理をした場合にですね。公園の管理も含めまして。そういったことをやる考えますと、やはり一体運用のほうが経費的にも、そして運営的にも今のほうがいいんじゃないかというふうな結論になったわけです。

ただ、ひとつご指摘事項の中で考えなきゃいけないのは、一つは緊迫感でございます。経営という形ですね。その問題については、やはりご指摘のとおりでございますので、改めて公社のほうと話をしておりますけれども、将来的には株式会社とか法人組織にもっていきたいということでございます。ただ、そのためには先ほど大石田町の例もございましたが、やはり出資する団体がなきゃできません。実際にはですね。そういったこと、それも含めて今、理事長のほうで検討をしておるところでございますけれども、なかなか具体化までにはもっていけないという部分がございますし、それともう一つは現在、これは再三言われておりますけれども、消費マインドが落ち込んでいましてお客さんの数も減っております。そういった厳しい状況の中でなかなかそういう法人化にもっていくということは難しい状況になっておりますので、それはそれとして検討していかなくちゃいけないと思いますけれども、現段階でこれを直営に移行するということは、これから3年間ですね、ちょっと危険があるのではないかなと。危険というよりも、余計経費がかかってしまうんじゃないかなというふうに判断したわけでございます。

○議長（遠藤釈雄君） ほかに。11番。

○11番（長崎達雄君） この地域振興公社なんですけれども、このろまん館、わくや天平の湯、雇用創出事業夢ショップ、これ一応町の施設でありますから町からも指定管理用のほかにもいろいろお金が出ているんですよ。こういう指定管理者は、当然毎年度の事業報告書ですか、管理業務の実施状況とか利用状況、利用料金収入の実績、管理経費の収支を出さなくちゃいけないことになっているんですけれども、ただ毎年、こんなことしか書いていないんですよ。もう少し詳しく、例えば流動資産幾ら、流動負債幾らとか、次の社協の収支なんかは随分詳しく書いているもんですから、やはりもう少し、これだけではわからないんですよ。何でこれ以上詳しく出せないのかと。例えば、一つは指定管理者が修繕する場合、ここに修繕費、わくや天平の湯だと115万2,000

円ですか。あと、ろまん館は40万6,000円、あと夢ショップが15万2,000円とかと出ているんですが、維持管理、修繕費というのは、例えば50万円以下は指定管理者がしなきゃいけないとか50万円以上は町が修繕しなきゃいけない、そういう決まりはあるんですか。あるの。例えば、この115万2,000円の場合、50万円以下の修繕費というのは幾らだったんです。わかりますか。わからないの。だから、こういうことも詳しく議会に出すべきなんだよね。そういうこともしないで、指定管理者を簡単にいいとか悪いとか決めること自体、おかしいと思うんだよね。もう少し詳しく出すべき。

そして、あと理事長さんがアルプス出身の岩田さんだと。従業員も何か世間の話だと、大部分がABC関係の方だと。町の施設だから広く人材を募集するとかそういう改善策もとる必要があるんでないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 町から負担金を出しております修繕について、町が負担するのは100万円以上ということで、100万円以上の修理の場合は甲乙協議の上、決めるということで、大体町で負担しております。それ以下については、公社のほうで負担をするというルールでやっております。

あと、たしか議会報告会の際のあれで私もその回答ということで、先ほどのアルプス、ABCの関係のお話を聞いたんですが、私が把握しているところでは営繕関係の有資格者についてアルプスのOBを1人雇用しておるようです。ただ、それ以外については、求人については全てハローワーク経由で行っておりますので、そういったうわさだけでちょっとそういう話をされるのはいかがかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 管理業務ですけれども、お風呂が余りきれいでないとかとそういううわさも立っているんだから、そういうことがないようにやっぱり管理業務をしっかり把握できるようにすべきだと思います。ああ、お風呂はまた後。そいつは後で。

○議長（遠藤稔雄君） 答弁要ります。（「要りません」の声あり）要りませんね。そのときの答弁に留保してください。

ほかにございませんか。ほかにございませんか。（「ちょっと休憩」の声あり）
休憩します。

休憩 午後4時21分

再開 午後4時23分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

104号、指定者管理わくや万葉の里の審議でございますので、注意してください。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第104号 指定者管理の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稯雄君） 賛成多数であります。よって、議案第104号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。



◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第14、議案第105号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第105号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在指定管理を行っている公の施設健康文化複合温泉施設につきまして、管理期間が満了となりますことから、平成27年4月からの指定について議会の議決を求めるものでございます。現在、指定管理者としております涌谷町地域振興公社につきましては、公の施設の管理運営を行うため組織した公共的団体であり、引き続き管理を行うことが安定したサービス提供につながるものと考え、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、指定を引き続き更新することと判断したものでございます。

指定期間につきましては3カ年度とし、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの指定とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、定例会の資料、同じく10ページ、②健康文化複合温泉施設の欄でございます。

指定期間につきましては、同じく27年4月1日から30年3月31日まで。指定候補団体につきましては、涌谷町地域振興公社。選定理由につきましては、1つ、公の施設の管理運営を行うために組織した公共的団体であり、町民の健康増進及び地域の活性化が図られることが期待できるということでございます。それから、提案理由にありましてとおり、引き続き管理を行うことにより安定した行政サービスを提供できるという理由でございます。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） 指定管理料というのは、どういう基準でこの指定管理料を決めて……。さっき指定管理料と言いましたけれども、その指定管理料の算出方法はどうなっているのでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

休憩します。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時29分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） よろしいですか。事業外収益については、指定管理料じゃなくて、先ほど天平ろまん館のところでお話した修繕で100万円を超える分の負担金として町で出している分……。 （「さっき事業外収益のあれって言っていなかった」の声あり） いや、天平ろまん館についてはもう赤字になっていますので事業外収益の部分、要は赤字補填ですが、天平の湯については一応黒字で運営されておりますので、事業外収益の部分は修繕等に係る町の負担分でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） そうすると、指定管理料はない。 （「ないです」の声あり） 温泉部門については。 （「ないです」の声あり） ああ、そうか。わかりました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。6番。

○6番（大平義孝君） 管理という点でいえばですけども、RPF燃料の灰の処理等についての管理はどういったことでやられているのかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 焼却灰、それから今、灰をきれいにするためにバグフィルターをつけているんですが、どちらもMCMという産業廃棄物処理業者に委託して処理をしております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 世代館の前の下屋に、万葉の里と書かれたドラム缶に灰がいっぱい入って、いっぱいドラム缶が並んでいるというようなことがありますけれども、灰の処理についてはその都度その都度処理をしているのではなかったんですか。そういう前に説明を受けた経緯があると思うんですけども、世代館の南側の下屋の手前は子供たちの遊び場になるようなそういう施設の一部だと思うんですけども、その下屋の下にドラム缶がいっぱいかなり長期間並んでいるそういったことがありますけれども、この指定管理、指定管理と言いますけれども、指定管理を管理する側が、前からそうですけども、職員は見たことがない、公社の職員も見たことがないということがそっちこっちにあるようでは、非常に健康と福祉のある丘、町民の健康と福祉をきちんと整えるための温泉、そして子供がもし世代館に訪れたときにはその広場で遊ぶだろうというところに、灰がいっぱい山積みになっているというような健康施設がどこにあるんですか。これは、確認しているとかしていないとかの問題ではないですよ。管理不十分ですよ。いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 世代館の下に灰が置いてあるというのは、ちょっと私も初耳だったので、

管理悪いと言えば管理悪いんですが、その点については確認をさせていただきます。

それで、我々が承知している処理の方法としては、燃料を置いてある場所に焼却灰も一緒に保管している、シャッターの閉まる場所に保管をしているという理解をしておりましたので、世代館の脇にそれが保管されているかどうかについてはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） この前も質問した。課長さん、そんなこと見たことも聞いたこともない。近所の方は毎日見ているんですよ。「何でここにこういうのがあるのっしや」と。私も確認しました。何十というドラム缶が灰いっぱいになって、ふたもかからずに置いてありました。産業廃棄物処理業者の敷地内にそういうのがあっても、あれはだめなんじゃないですか。私はそういう気持ちで見えておりましたけれども、何かの機会にとまって今まで長くなってしまいましたけれども、こういった機会にそういった処理をするために町の予算が入れられるというのは、非常に町民にとっては不幸なことになるんじゃないですかね。何のための、町民のための予算を赤字補填しているんだと。それは、本当に毎日行って見てくださいよ、責任者は。そういう状況だと思います。今は改善されているかなんだか、きょうは確認してきていませんのでわかりません。かなり長期間にそういうことがありました。いつ片づくのかなと思って見ていましたら、なかなか片づかない時期が長かったです。

そして、バグフィルターですか。公社に全部あの土地を貸しているんだから私たちは知らなくてもいいんだろうということでしょうけれども、なかなかその報告も今までなかったということは、町民の方に聞かれても私たちは答えようもない。私が聞きにいけば一番いいんでしょうけれども、やはり幾ら業者が改善するためにつくった施設であっても、町民のための健康の福祉のある丘の一部の公園施設みたいなところでかい敷地をとってまた機械を置く。そういうときには、地域の住民の方にも本当はお知らせして、今度こういうものを建てますから、今度は決して黒いばい煙は出ませんからというような、普通そういう業者の方だったら隣近所にお願いに歩く。建物を建てる、家を建てるにしても業者さん、全部そっちこっち回って、音を出しますから、何しますからとそういうお願いをしながら今は建てている時代です。それはやっぱり管理監督する役場の課長さんなり課員の皆さんがきちんと対応するように業者を指導するとか、振興公社をきちんと「あなたたち、何をやっているのや」というかそういう対応が欲しいんじゃないかなと思いますけれども、今後はきちんとそういったことに努めてじゃなくて、必ず対応するようにしていただきたいのですけれども。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 大平議員がおっしゃったそのとおりでございます。私も何度かそこを確認しております。それについては、反省というかお詫びをしなくちゃならない姿あるのかなというふうに思います。

特に、灰については1日ドラム缶1本弱ぐらいですか、たしか聞いた話によるとそのようです。ある程度、数がないと搬送する際に余計な経費がかかるということで、適当な量が出た時点で搬送をするというようなシステムをとっているようでございますので、その辺、どう保管したらいいのかあるいはどのような搬送をさせたらいいのかということについて検討させながら、早急に改善させるように指導します。

○議長（遠藤稔雄君） 同じ質問ですか。4回目ですが、よろしいですか。（「4回目なの」の声あり）はい。（「じゃあ、いいです」の声あり）11番。

○11番（長崎達雄君） さっきも言ったんですが、地域振興公社の決算書を見ているんですが、今わくや天平の湯ですけれども、こんな決算書でなく、どうして我々議員が詳しい資料を見ることができないのか。やっぱり企業会計だから複式簿記をやっているんですよね。そうしますと、例えば今度の12月補正で300万円貸すと、そしてあと300万円返ってきた、これは取引なんですから当然この決算書には載ってこなきゃないんだね。だから、そういうのがわかるような詳しい資料を議会に開示してもらいたいと毎年言っているんですけれども、このような状況なんです。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 前に、長崎議員のほうからご指摘がございまして、たしかことしも、去年も6月の議会でしたか、貸借対照表、損益計算書、それからバランスシート、営業実績、営業報告ですか、それ等もあわせてこの公社事業についての決算書を提示しております。今回、もう既にわかっているものということでこの表を出したわけでございます。もう既に了解済みというようなことと認識したわけでございますので、どうかその辺のところはご理解いただきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。9番。

○9番（鈴木英雅君） 先ほど6番議員さんの答弁で、町長、灰の話とかいろいろございましたけれども、まず企画課長にお聞きしますけれども、あれ当時は重油からボイラーに、ペレットを燃やしてボイラーにしたときの話で、燃料はペレットですよというようなお話ございましたし、そしてあと現場に行くと岩田さんからそのような話を聞かせていただきました。先ほど6番議員さんが言ったその時期に、ペレットでなく黒いプラスチックとかそういうやつが燃料室にいっぱい入っていた時期もございました。それ、確認していますか。

そして、その燃えかす、先ほど世代館の下屋のほうにドラム缶二十四、五本ありましたけれども、それも私、目にしています。あの燃えかすそのものを、灰を説明の中でトラックを買って仙台新港のほうに搬送する、そのような話もございました。そのためにトラックを買いますよという話も聞いた記憶があるんですけれども、そこら辺のちょっと確認ですけれども教えていただきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 我々としては、RPFのペレットを使用して、それは当然JIS規格にのっとったものを使っているというふうな理解をしております。その真っ黒いというのはちょっと。それも、真っ黒くてもそのJIS規格に適合していれば問題はないのかなというふうに思っております。

それで、あとそのトラックについては私、初めて聞いた。私、最初に聞いていたのは、燃料を購入する業者が燃料を持ってきたときに空のトラックに灰を積んで仙台港に持っていくという当初の説明を聞いておったので、特にトラックも購入しておりませんし、トラックの話はちょっと私は初耳でした。私が聞いていたのは、RPFの納入業者が燃料を持ってきたときに、空のトラックに積んでやる。ただ、仙台港の業者がだめになって今はMCMで処理をさせているという話を聞いております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） とにかく、最初のペレットを燃やしてボイラーにするというときには、岩田理事長のほうからもきちっと「ペレットですよ」と、そしてそれこそ今、課長が言いましたが、JIS規格のペレット、それを燃料として燃やします。そういう話は、直接行った議員さん方は全員ご承知しているとは思うんですけれ

ども、そこら辺なんですけれども、自分たちが行ってどのような状況なのかなと思って中を見てみると、シャッター、それも丸きり開けていて誰が行っても見えるような状態で、ペレットでない普通のプラスチックを溶かしたような感じのそういう材料でありました。

そして、トラックの件なんですけれども、あの燃えかす、あれ、ペレットの来るところと灰を持っていく場所が、たしか当初は違っていたはず。そのために、灰を運ぶためのトラックを購入しますよと。そして、それが、たしか燃えかすがセメントか何かの原料になるような、何かそのような話を確認した記憶があるんですけども、そこら辺のところ、日がわりの本当に変わっている。内部だけでそういうことをやっていて、全然公の場所にそういう姿が、よく町長は姿と言いますけれども、見えていないというか。だから、何か信用できないのが天平の湯の公社のそれこそ姿なのかなと思うわけでございます。

やっぱり、6番議員さんも言いましたけれども、常に担当課としてしつこいくらい行って確認するという仕事も必要なのかなとは思いますが、何のための、名前はすごいいいんですよ。健康と文化複合温泉施設。こういうやっぱり名前がついている施設なので、体にももちろんよくて、環境にもよくて、町民多くの皆さんに好まれるような施設を思ってくださいよ。話だけでなく。そこら辺のところを、これからでも遅くはございませんので、きちっと担当課なら担当課できちっと精査して、強く理事会、岩田理事長さんのほうに物申していただければ、今よりも幾らかでも改善していくのかなとそのような思いもございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） じゃあ、私のほうからその件についてご説明申し上げたいというふうに思ひます。

灰の処分等々につきましては、当初の処分等の法律がだんだん厳しくなつてまいりましたので、それに対応するための措置をしなければならぬということとございまして、その辺のところをぜひご理解をして、適合する姿で対応していかなければなりませんので、年々基準が厳しくなつてきている姿がありますので、どうしても前の姿で処分すればそれでいいんだということじゃなくて、その厳しくなつた段階に応じて処分の方法が厳しくなつてくるということと、相当苦慮をしている姿もございまして。そういったことから、いろいろとどうコスト軽減をしたらいいのかということも兼ねながら対応しておりますことを、ぜひ議員の皆さん方もそちらのほうで、見るのもそういう厳しく、あるいは何か悪いことをしていないかという目で見るとも大事でございまして、そういうものであるんだということの認識をぜひ持つていただきますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

ここで、時間を1時間再延長しておきます。

○9番（鈴木英雅君） そのような、町長、法律が厳しくなつて、当初考えていたことができなくて、それよりも難しくなつてきたからこのように変えましたよとそういうような言い分だと思ひますけれども、それならその時点できちっと報告ください。報告いただければ、今みたいな話は出ません。よろしくお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 質問申し上げます。

今、指定管理者の職務の遂行についていろいろと質問をいただいているようでございまして、私、大変不調法

ですが、指定管理者の職務、どんな職務をお願いしているのか、そのことをひとつ大変恐れ入りますがお聞かせをいただきたいと思います。結局、遂行経過というか、大変不調法ですが、能力との関係も注意していかなくてはならないのかなというように感じもしますので、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 7番さん、今、健康文化複合温泉施設の運営をお任せしているということで審議しているんですが、その中でのさらにその内容ですか。町長。

○町長（安部周治君） 理事長という役職でございますので、責任は管理運営全般的に掌握をする職務でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 全般をお願いしているということは、やった結果についても町はチェックをされているわけですか。そういう報告みたいなのはあるのですか、議会には。お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 規約を見ますと、大体理解はできるというふうに思います。これまでは、副町長が理事長になって対応していたという経緯がございました。二足のわらじを履いて果たして役場職員、いわゆる副町長という姿で管理運営することが果たして適切にできるのかと、指揮系統あるいは管理等等も含めてできるのかというような課題等々が私の時代にごございました。したがって、ぜひ専門的な視点から管理運営できるような姿であったほうがいいんじゃないかといういろんな方々のご意見がございまして、今そういう形にしているわけでございます。

経営というものは、役場職員、経営したことがございませぬ。技術的なノウハウも持ってございませぬ。そういう人がトップに立って、人事管理はできると思いますけれども、技術的な経営等、数字もあわせて施設の管理、施設の管理といえば電気関係、ボイラー関係、燃料関係、敷地の管理運営等全ての姿でございまして、やはりそれにたけた方に管理を任せてやらないとあの運営がなっていないかなというようなことでございまして。今、曲がりなりにもと言うと失礼でありますけれども、しっかりと管理運営をしているということで、特に電気関係あるいはボイラーの運転、あるいは温泉水の管理等々については、さすがそういう企業的なセンスを持った姿でやっていたらいいなということで、私は頭の下がる思いで今おります。よろしいですか。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） もう1つ。管理運営全般ということですから、これは大変な職務ですよ。要するに、経営に対することも含まれておるんだろうと思いますが、経営の結果による責任などはどんなふうになっておられるかお聞きしておきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） かつて私が理事長当時、皆さんご案内のとおり天平の湯の天井の垂木が落下して、約8カ月ほど休業して改修をいたしました。その責任はやはり町に管理責任があるということで、私は言及してはございません。よろしいですか。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。14番。

○14番（大泉 治君） 1つだけお尋ねします。会員の中の一水会さん、それからこがね会さん、建親会さんはわかりますけれども、このお2方どういう組織なんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 一水会については水道事業者の会のようです。あと、こがね会については誘致企業の団体だったそうですが、現在は活動していないということのようです。

○議長（遠藤稔雄君） 14番、いいですか。よろしいですか。14番。

○14番（大泉 治君） 現在の岩田理事長さんは、どの会の会長さんをなさっていて会員になられていたんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

休憩します。

休憩 午後4時56分

再開 午後4時56分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 岩田理事長については、町長の指名で理事会に入っていたいたそうです。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 全く振興公社の規約にはない。第5条の別表に掲げる団体をもって組織すると。それ以外の者が入る余地はないのではないのでしょうか。その辺のところがちよっと、公社というものが非常に曖昧な……。どこかに町長の指名で入れるように会員としてなっているところがございますでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 第6条第2項に「理事及び監事は総会において選任する。ただし、理事中3人は理事長が理事会に諮り、学識経験者の中から選任することができる」という規定に当てはまるかと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 許可します。14番。

○14番（大泉 治君） これは全く別ですよ、第2項の。町長がお願いして、なってもらったという話ですけども、全く別ですよ。ここに町長が提案できる何もかも書かれていないですよ。ありませんよ、規約には。

○議長（遠藤稔雄君） 質疑よろしいですか。（「はい」の声あり）副町長。

○副町長（菅原孝治君） さっき、企画課長は町長が指名して理事長にということの話がありましたけれども、理事長が当時、副町長だったわけですから、その方が、理事長が理事会に理事として推薦したわけです。それで、理事になったということです。そして、その後、理事の中の互選で理事長を選ぶということですから、岩田理事長が理事に推薦されたということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。（「さっきの答弁と違うよ」の声あり）じゃあ、先ほどの質疑を略して4回目、特例で許可します。

○14番（大泉 治君） そういう意味では1回は余計なんですけれども、まず組織そのものが違っているのではないかと。これは、会員の中から理事を互選することになっていきますし、理事長がお願いして入ってもらう何もないですし、そうなるとここに3名選べると、そして理事会の了解をもらえればということになっていきますが、現在のこの人数からすると理事長さえ決まれば、あと3名選ぶと過半数ですよ。公社というなりわいからかなり外れてしまう可能性はございませんでしょうか。もうちょっと公平にその組織をきちんと選んで、やっぱりこういった公社が透明性のある組織であってほしいなというふうに願うものです。なおさら、私たちはそういうところに果たして頼めるのかなという思いがしておりますが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 議員の皆さんも多分記憶にあると思うんですが、この公社がどういう形で設立されたかということですよ、最初。そういう経緯の中で、確かに第5条の関係の各種団体の方々に会員として入っていただく。入っていただくことも大変なことだったんですね、実際には。だから、その中で理事長さんを選ぶということであったわけなんですけれども、それでもご辞退される方が大分多くなってしまったということで、理事会に諮って、やはりもう少し民間の方から理事を募ったらどうかという話があって、多分当時の副町長が、今の町長でございますから、理事を入れたということでございますし、前にこれも、会員ではなかったんですけれども、OBの方を理事として新たに入れたりとかいろんなことをやったわけです。なかなか手がないという部分もございます。

そして、一つは、前のこういう総会の際に、この二、三年は余りないんでございますけれども、前の段階ではかなり赤字が大きかったわけです。その際に、会員の方々からやはり、さっき町長が話しましたように、役場の職員に経営手腕があるのかという大変なご指摘を受けまして、そういったことでやはり理事長職というのはそれに専門的にかかわって経営をしていただかないと、どうしても毎年毎年大きな赤字を出した経緯になってしまうということで大変総会でご批判いただいて、そういった中で総会にも諮り、新たに理事として岩田さんを認めていただいたという経緯のようでございます。

そういったことでございますので、なかなかそういった中でこの組織自体もやはりまだ法人格をとっておりませんので、少ししっかりしたものになっていないというそういった不安もございますので、今そういったことで法人化に向けた取り組みを何とかしたいということで検討しているわけでございます。なかなかその問題につきましても、理事さんの中でそれぞれ出資を募るわけでございますけれども、その問題も非常に難しいわけでございますが、やはりそういった組織を確固たるものにするためには法人格を将来的には担っていかなければいけないということでございます。

ただ、現時点でこの施設そのものを管理運営していくためにつくられた組織でございますので、あとこれから3年お願いするという提案でございますけれども、今新たに別なところに委託してお願いするということは、まだまだちょっと早いのではないかなというふうに思っています。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第105号 指定者管理の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 賛成多数でございます。7人の賛成がございます。よって、議案第105号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は5時15分といたします。

休憩 午後5時05分

再開 午後5時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、再開します。

◇

◎延会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

◇

◎延会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで延会いたします。

散会 午後5時06分